

## 巻末資料

1	産業廃棄物の処分（中間処理）基準	81
2	特別管理産業廃棄物の処分（中間処理）基準	87
3	産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）	93
4	産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（維持管理基準）	102
5	（特別管理）産業廃棄物処分業の許可の基準	112
6	（特別管理）産業廃棄物の保管基準（判定例）	116
7	代表的防食法の相対評価	119
8	焼却炉規模算定方法	122
9	産業廃棄物の発熱量	125
10	産業廃棄物換算係数一覧表	131
11	最大着地濃度等の算定方法	132
12	鳥取県内の過去10年間の風向風速データ	133
13	ばい煙等測定孔の規格	136
14	産業廃棄物の種類に応じた中間処理方式の選択	137
15	産業廃棄物処理施設に係る各種融資制度の概要	154

巻末資料1～6、15の出典：

「平成20年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト 資料集」（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）



## 資料 1 産業廃棄物の処分（中間処理）基準

	条文	項	号	項 目	
	<p>令第12条第1項 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。</p>				
10	令第6条 (産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	2	産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。	
			イ	令第3条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロの規定の例によること。	
20	令第3条 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	
			ロ	一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	
		2	イ	一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。	
		規則第1条の7 (一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)			令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
			1		空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
2			燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。		
30	規則第1条の7 (一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)	3		燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。	
		4		燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。	
		5		燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。	
40	H9.8.29 厚生省告示第178号 (環境大臣の定める焼却の方法)	1		令第3条第2号イの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を次のように定め、平成9年12月1日から適用する。	
				1	煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
				2	煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
			3	煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。	
		ロ		一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。	
40	規則第1条の7の2 (一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造)	1		令第3条第2号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。	
			イ	炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。	
			ロ	熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の一般廃棄物を燃焼させない構造のものであること。	
			ハ	一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハについて同じ。）。	
			ニ	熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。	
			二	処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。	

規則第1条の7の2	1	ホ	処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。	
	2		規則第1条の7の2第1号以外の場合にあっては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。	
令第6条	1	2	ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 令第3条第1号りの規定の例によること。 (2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。 (3) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。	10
令第3条	1	リ	一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 (イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。 (ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。	20
規則第7条の5（産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板）			令第6条第1項第2号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、規則第1条の5の規定の例によるほか、令第6条第1項第2号ロ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。この場合において、規則第1条の5第1号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。	
規則第1条の5（一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）			令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。	
	1		保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	30
	2		保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先	
	3		屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの	
規則第7条の6（産業廃棄物の処分等当たりの保管期間）			令第6条第1項第2号ロ(2)の環境省令で定める期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。	40
規則第7条の7（令第6条第1項第2号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物）			令第6条第1項第2号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。	
	1		廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）	
	2		廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類	
	3		令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）	

III-2 産業廃棄物の処分（中間処理）基準

10	規則第7条の7	4	令第2条第9号に掲げる廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）	
		5	令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）	
		6	石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）	
	20	規則第7条の8 （令第6条第1項2号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量）	1	令第6条第1項第2号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。
			1	処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限（以下「基本数量」という。）を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
			2	処理施設の定期的な点検又は修理（実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
3			建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70）を乗じて得られる数量とする。	
4			廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に60を乗じて得られる数量とする。	
5			使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第6条第1項第2号ロ(1)の規定によりその例によることとされた令第3条第1号リ(2)ロ(口)に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。	
30	令第3条	1	リ (2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 イ 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透透性の材料で覆うこと。 ロ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 ハ その他必要な措置	
		2	規則第7条の8第1項第2号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。	
40	規則第1条の6 （一般廃棄物の保管の高さ）		令第3条第1号リ(2)ロ(口)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。	
		1	保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ	
		2	保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合  次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの） (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ (2) 規則第1条の6第1号に規定する高さ	

規則第1条の6	ロ	基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの） (1) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ (2) 規則第1条の6第1号に規定する高さ	10		
	3	使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。）及び解体自動車（同法第2条第3項に規定する解体自動車であって、同法第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者（同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。）に引き渡されたものを除く。）のうち圧縮していないもの（以下「使用済自動車等」という。）を保管する場合（次号に掲げる場合を除く。） 次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ			
	イ	当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。ロにおいて同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ			
	ロ	当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ			
4	使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ	20			
令第3条	1		リ	(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
令第6条	1	2	ハ	特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器産業廃棄物のうち産業廃棄物をいう。次号カにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、令第3条第2号への規定の例によること。	30
令第3条	2	ヘ	特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器産業廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。		
H11.6.23 厚生省告示第148号 (特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法)				令第3条第2号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第6条第1項第2号ハにおいてその例によることとされる令第3条第2号への規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。	40
	1			特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器が一般廃棄物又は産業廃棄物となったものをいう。以下同じ。）に含まれる鉄、アルミニウム及び銅（以下「鉄等」という。）について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム若しくは銅を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法	
	2			廃テレビジョン受信機（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。次号において同じ。）のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法	
	3			廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法	
	4			廃エアコンデショナー、廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法	
	5			廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）の断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のイ、ロ又はハに掲げる方法	
		イ			
	ロ			当該廃棄物から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法	
	ハ			当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法	

Ⅲ-2 産業廃棄物の処分（中間処理）基準

10	令第6条		ニ	石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。 (1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、令第3条第1号トの規定の例によること。	
	令第3条		1	ト	石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
				ニ	(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。
	H18.7.27 環境省告示 第102号 第2条 (石綿含有 産業廃棄物 の処分又は 再生の方法)				令第6条第1項第2号ニ(2)本文の規定による石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。
		1	1		令第7条第11号の2に掲げる溶融施設（法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の用に供する施設であるものを除く。）において石綿が検出されないよう溶融する方法
			2		法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）
			3		法第11条第2項の規定により市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、法第9条の3第1項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る一般廃棄物処理施設又は当該産業廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合に係る令第5条第1号に掲げる一般廃棄物処理施設であって、規則第12条の2第13項（第6号を除く。）に規定する技術上の基準に適合するものにおいて、規則第12条の7第13項（第11号を除く。）に規定する維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法
		規則第12 条の2 (廃石綿 等又は石 綿含有産 業廃棄物 の溶融施 設の技術 上の基準)	13		令第7条第11号の2に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
				1	外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。
	20			2	次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。
			イ	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏1,500度以上の状態で溶融することができるものであること。	
			ロ	イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。	
			ハ	適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。	
			3	溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。	
			4	排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。	
			5	溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。	
		規則第12 条の7 (廃石綿 等又は石 綿含有産 業廃棄物 の溶融施 設の維持 管理の技 術上の基 準)	13		令第7条第11号の2に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
				1	廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
30				2	溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏1,500度以上とし、これを保つこと。
			3	溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。	
			4	溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、規則第12条の2第13項第3号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。	
			5	排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	
			6	溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。	
			7	排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。	
			8	排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	
	40				

規則第12条の7		9	溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。	
		10	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	
H18.7.27 環境省告示 第102号 第 2条	1	4	石綿含有産業廃棄物を前3号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第2号に掲げる方法（無害化処理告示第5条及び第6条の規定が適用される場合に係るものを除く。）による無害化処理を行う設備に投入する場合又は前号に掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、規則第12条の2第13項第6号イからハまでに掲げる要件を備えた破碎設備を用い、かつ、規則第12条の7第13項第11号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破碎又は切断を行う方法に限る。）	
規則第12条の2	13	6	溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。	10
		イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	
		ロ	建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。	
		ハ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。	
規則第12条の7	13		溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次によること。	
		イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	20
		ロ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	
		ハ	集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	
		ニ	集じん器にたい積した粉じんを除去すること。	
	2		令第6条第1項第2号ニ(2)ただし書の規定による石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、前条第2項に規定する方法とする。	
H18.7.27 環境省告示 第102号 第1条	2		令第3条第2号ト(2)ただし書の規定による石綿含有一般廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、石綿含有一般廃棄物を排出する場所における運搬車への積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行う方法であって、石綿含有一般廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有一般廃棄物を湿潤化するものとする。	
令第6条	2		法第12条第1項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものであって、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、令第3条の規定の例による。	30
法第2条 (定義)	2	4	輸入された廃棄物（法第2条第4項第1号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物）、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。法第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）	

## 資料2 特別管理産業廃棄物の処分（中間処理）基準

法第12条の2第1項				項 目	
条 文	項 号				
<p>事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。</p>					
10	令第6条の5 (特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	2	特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、令第3条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロ並びに令第4条の2第1号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。	
	20	令第3条 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
ロ				一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	
30	規則第1条の7 (一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)			令第3条第2号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。	
				1	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
				2	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
				3	燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
				4	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
40	H9.8.29 厚生省告示第178号 (環境大臣の定める焼却の方法)			令第3条第2号イの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を次のように定め、平成9年12月1日から適用する。	
				1	煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
				2	煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
40	規則第1条の7の2 (一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造)			2	ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
				令第3条第2号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。	
				1	炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。
				イ	熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の一般廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
				ロ	一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハについて同じ。）。
ハ	熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。				
ニ	処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。				

規則第1条の7の2	1	ホ	処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。	
	2		規則第1条の7の2第1号以外の場合にあっては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。	
令第4条の2 (特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。	10
令第6条の5	1	2	イ 令第2条の4第1号に掲げる廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。	20
H4.7.3 厚生省告示第194号 (特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法)	3		令第4条の2第2号ロ及びハ並びに令第6条の5第1項第2号イからトまでの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法を次のように定め、平成4年7月4日から適用する。	
		イ	焼却設備を用いて焼却する方法	
		ロ	蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして令第2条の4第1号に掲げる廃油でなくする方法	
		ロ	令第2条の4第2号に掲げる廃酸又は同条第3号に掲げる廃アルカリの処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。	30
H4.7.3 厚生省告示第194号	4		令第6条の5第1項第2号ロの規定による令第2条の4第2号に掲げる廃酸又は同条第3号に掲げる廃アルカリの処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。	
		イ	中和設備を用いて中和する方法	
		ロ	焼却設備を用いて焼却する方法	
		ハ	イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についてもpH2.0より大きく、pH12.5より小さくすることができる方法	
		ハ	感染性産業廃棄物の処分又は再生は、当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。	
H4.7.3 厚生省告示第194号	5		令第6条の5第1項第2号ハの規定による感染性産業廃棄物（法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものを除く。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第2号イからホまでに掲げる方法とする。	
		2	イ 焼却設備を用いて焼却する方法	
		ロ	溶融設備を用いて溶融する方法	
		ハ	高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（令別表第1の2の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）	
		ニ	肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（令別表第1の2の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）	
		ホ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは附着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法	
		ニ	廃PCB等の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。	40

Ⅲ-8 特別管理産業廃棄物の処分（中間処理）基準

10	H 4.7.3 厚生省告示 第194号	6		令第6条の5第1項第2号ニの規定による廃PCB等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。		
			イ	脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法		
			ロ	水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法		
			ハ	還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法		
			ニ	光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法		
			ホ	プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法		
20	H 4.7.3 厚生省告示 第194号	1	2	ホ	PCB汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。	
				7		令第6条の5第1項第2号ホの規定によるPCB汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。
					イ	前号ロに掲げる方法（水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法）
					ロ	前号ハに掲げる方法（還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法）
					ハ	機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
					ニ	溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりPCBを分解する方法
					ホ	洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
					ヘ	分離設備を用いてPCBを除去する方法
				8		令第6条の5第1項第2号ホの規定によるPCB汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。
					イ	第6号ロに掲げる方法（水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法）
					ロ	第6号ハに掲げる方法（還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法）
					ハ	第7号ハに掲げる方法（機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法）
					ニ	第7号ニに掲げる方法（溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりPCBを分解する方法）
					ホ	洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
ヘ	第7号ヘに掲げる方法（分離設備を用いてPCBを除去する方法）					
ヘ	PCB処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。					
40	H 4.7.3 厚生省告示 第194号	9		令第6条の5第1項第2号ヘの規定によるPCB処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第6号イからホまでに掲げる方法とする。		
			6	イ	脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法	
				ロ	水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法	
				ハ	還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法	
				ニ	光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法	
				ホ	プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法	
			10		令第6条の5第1項第2号ヘの規定によるPCB処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第7号イからヘまでに掲げる方法とする。	
				7	イ	第6号ロに掲げる方法（水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法）
					ロ	第6号ハに掲げる方法（還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法）

H 4. 7. 3 厚生省告示 第194号	7	ハ	機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法	10		
		ニ	溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりPCBを分解する方法			
		ホ	洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法			
		ヘ	分離設備を用いてPCBを除去する方法			
	11	令第6条の5第1項第2号への規定によるPCB処理物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第8号イからへまでに掲げる方法とする。			20	
		8	イ			第6号ロに掲げる方法（水熱酸化解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法）
		ロ	第6号ハに掲げる方法（還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法）			
		ハ	第7号ハに掲げる方法（機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法）			
		ニ	第7号ニに掲げる方法（溶融分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりPCBを分解する方法）			
		ホ	洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法			
		ヘ	第7号へに掲げる方法（分離設備を用いてPCBを除去する方法）			
	12	令第6条の5第1項第2号への規定によるPCB処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第6号ロ及びハ並びに第7号ハ及びニに掲げる方法とする。			20	
		6	ロ			水熱酸化解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
		ハ	還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法			
7		ハ	機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法			
令第6条の5	1	2	ト	廃石棉等の処分又は再生は、当該廃石棉等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。		
		H 4. 7. 3 厚生省告示 第194号	13	令第6条の5第1項第2号トの規定による廃石棉等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。		
イ	令第7条第11号の2に掲げる溶融施設（法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石棉が検出されないよう溶融する方法			30		
ロ	法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）					
令第3条	1	リ	特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 令第3条第1号リ並びに令第4条の2第1号ト(2)及び(3)の規定の例によること。 (2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。 (3) 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。		40	
		一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 (イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。 (ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。				

10	規則第8条の10の4 (特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板)		令第6条の5第1項第2号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第3条第1号リ(1)ロの規定による掲示板は、規則第1条の5の規定によるほか、令第6条の5第1項第2号チ(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量(以下「特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」という。)を表示したものでなければならない。
	規則第1条の5 (一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板)		令第3条第1号リ(1)ロの規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
		1	保管する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
		2	保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
		3	屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの
20	令第3条	1	リ (2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 (イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。 (ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 (ハ) その他必要な措置
30	規則第1条の6 (一般廃棄物の保管の高さ)	1	保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合(第3号及び第4号に掲げる場合を除く。) 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
		2	保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合  次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ
		イ	直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの) (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ (2) 規則第1条の6第1号に規定する高さ
		ロ	基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの) (1) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ (2) 規則第1条の6第1号に規定する高さ
40		3	使用済自動車(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。)及び解体自動車(同法第2条第3項に規定する解体自動車であって、同法第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者(同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。)に引き渡されたものを除く。)のうち圧縮していないもの(以下「使用済自動車等」という。)を保管する場合(次号に掲げる場合を除く。) 次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ

規則第1条の6	3	イ	当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。口において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ	
		ロ	当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ	
	4	使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ		
令第3条	1	リ	(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
令第4条の2	1	ト	(2) 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。  (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。	10
			令第6条の5第1項第2号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、規則第8条の9に規定する場合（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合）とする。	20
規則第8条の11 （特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合）			令第6条の5第1項第2号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、規則第8条の9に規定する場合（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合）とする。	20
規則第8条の12 （特別管理産業廃棄物の保管に関する所要の措置）			令第6条の5第1項第2号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ト(3)の環境省令で定める措置は、規則第8条の10に規定する措置とする。	
規則第8条の10 （特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置）	1		令第6条の5第1項第1号ロ及びニの規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。	30
		1	特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はPCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置	
		2	PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置	
	3	腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置		
規則第8条の12の2 （特別管理産業廃棄物の処分等に当たっての保管期間）			令第6条の5第1項第2号チ(2)の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。	40
令第6条の5	2		法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物（法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの（PCB汚染物を除く。）及び令第2条の4第6号から第8号までに掲げる廃棄物に限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、令第4条の2（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）の規定の例による。	

### 資料3 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）

#### 1.1 共通基準：最終処分場以外のすべての産業廃棄物処理施設について適用される基準

規 則	項 号	技 術 上 の 基 準
規則第12条 (産業廃棄物 処理施設の技 術上の基準)	1	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
	2	削除
	3	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
	4	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
	5	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
	6	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
	7	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

10

#### 1.2 個別基準：各産業廃棄物処理施設ごとに適用される基準

令第7条第__号：産業廃棄物処理施設名			
規 則	項 号	技 術 上 の 基 準	
第1号：汚泥の脱水施設			
規則第12条の2	2	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。	
第2号：汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）			
規則第12条の2	3	施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。	
第2号：汚泥の天日乾燥施設			
規則第12条の2	4	1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。	
	2	天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	
第3号：汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設 第5号：廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設 第8号：廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）の焼却施設 第12号：廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 第13号の2：上記以外の産業廃棄物の焼却施設		ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。	
規則第12条の2	5	規則第4条第1項第7号（同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。	
規則第4条 (一般廃棄物 処理施設の 技術上の 基準)	1	7	イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設（ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの処理能力が2t未満の焼却施設）にあっては、この限りでない。
		ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
		ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
		ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。

40

規則第4条	1	7	ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（このただし書（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに おおむね200℃以下に冷却することができる）の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃 焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	10
			ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること ができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられ ていること。	
			ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録す るための装置が設けられていること。	
			チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けら れていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融 し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	
			リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。 (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。 (2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。 イ ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。 ロ 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることが できる排ガス処理設備等が設けられていること。 (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。 イ 焼成炉中の温度が1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるも のであること。 ロ 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ハ 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることが できる排ガス処理設備等が設けられていること。 (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又 は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられてい ること。	
規則第12条の 2	5	1	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	30	
		イ	燃焼ガスの温度が800℃（令第7条第12号に掲げる施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理 物の焼却施設）にあっては1,100℃）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるもの であること。		
			ロ	燃焼ガスが、800℃（令第7条第12号に掲げる施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物 の焼却施設）にあっては1,100℃）以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。	
		2	令第7条第5号に掲げる施設（廃油（廃PCBを除く。）の焼却施設）及び同条第12号に掲げる 施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設）（廃PCB等、PCB処理物の焼却施設 に限る。）にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流 出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透 しない材料で築造され、又は被覆されていること。		
第3号	：汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設			ガス化改質方式及び電気炉等を用いた 焼却施設に限る。	
第5号	：廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設				
第8号	：廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）の焼却施設				
第13号の2	：上記以外の産業廃棄物の焼却施設				
規則第12条の 2	6	1	ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準は、規則第4条第1項第8号イ（同号イの規定にお いてその例によるものとされた同項第7号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとす る。		
規則第4条	1	8	イ	ガス化改質方式の焼却施設にあっては、規則第4条第1項第7号チからカまでの規定の例によ るほか、次の要件を備えていること。 (1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。 イ ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装 置が設けられていること。 ロ 外気と遮断されたものであること。 (2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。 イ ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことが できるものであること。 ロ 外気と遮断されたものであること。 ハ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられてい ること。 (4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の 温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、 除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合に あっては、この限りでない。	40

IV-1 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）

	規則第4条	1	8	イ	(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(4)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。
	規則第12条の2	6	2		電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準は、規則第4条第1項第8号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第7号ヌからカまでを除く。）の規定の例によることとする。
10	規則第4条	1	8	ロ	電気炉等を用いた焼却施設にあっては規則第4条第1項第7号へ及びりからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。 (1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあっては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては焼鋳とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。 (2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。 (3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。 (4) 集じん器に流入するガスの温度（(5)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
	第4号：廃油の油水分離施設				
20	規則第12条の2	7	1		事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。
			2		施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
	第6号：廃酸又は廃アルカリの中和施設				
	規則第12条の2	8			規則第12条の2第2項の規定の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。
	規則第12条の2	2			施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。
	第7号：廃プラスチック類の破碎施設 第8号の2：木くず又ははがれき類の破碎施設				
30	規則第12条の2	9	1		破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。
			2		破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。
				イ	定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。
				ロ	設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。
40				ハ	次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。 (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。 (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
				ニ	圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。 (1) 常時換気することができる構造であること。 (2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

規則第12条の2	9	2	ホ	<p>圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	
			ヘ	<p>圧縮固化した廃プラスチック類をビッドその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。</p>	10
			ト	<p>圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、二の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	20

第9号：金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

規則第12条の2	10			規則第12条の2第2項の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。	
規則第12条の2	2			施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。	

第10号：水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

規則第12条の2	11			規則第12条の2第2項及び第3項の規定の例によるほか、次のとおりとする。	
規則第12条の2	2			施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。	
		3		施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。	
		1		次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。	
			イ	ばい焼温度がおおむね600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。	
			ロ	ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度（600℃）以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。	40
		2		ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。	

第11号：汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

規則第12条の2	12			規則第12条の2第2項の規定の例によるほか、次のとおりとする。	
規則第12条の2	2			施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。	
		1		高温熱分解方式の施設にあつては、規則第12条の2第3項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。	
規則第12条の2	3			施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。	

IV-1 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）

	規則第12条の2	3	イ	分解室の出口における炉温がおおむね900℃以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。
			ロ	分解室の出口における炉温を速やかに900℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
			ハ	分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。
		2		酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。
	第11号の2：廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設			
10	規則12条の2	13	1	外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。
			2	次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。
			イ	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏1,500度以上の状態で溶融することができるものであること。
			ロ	イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
			ハ	適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。
20			3	溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。
			4	排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
			5	溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。
			6	溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次の要件を備えた破碎設備が設けられていること。
30			イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
			ロ	建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散ないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。
			ハ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。
	第12号の2：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（PCB汚染物分解施設を除く。）			
40	規則第12条の2	14	1	事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
			2	処理しようとする廃PCB等又はPCB処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。
			3	脱塩素化分解方式の施設にあっては、次によること。
			イ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。 (2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
			ロ	廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。
			4	水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。
			イ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 (2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 (3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

規則第12条の2	14	4	ロ	廃PCB等又はPCB処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。	10
		ハ	反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。		
		5		還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。	
		イ	外気と遮断された状態で、廃PCB等又はPCB処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。		
		ロ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) 廃PCB等又はPCB処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (5) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (6) 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。		
		ハ	次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。		
		ニ	事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。		
		ホ	粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。		
		6		光分解方式の施設にあっては、次によること。	
		イ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。 (2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。 (3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。		
		ロ	廃PCB等又はPCB処理物及び薬剤等の供給量を調整する設備が設けられていること。		
		ハ	次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物をPCB処理物として処理する場合は、この限りでない。 (1) 当該混合物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。 (2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (3) 当該処理設備が生物分解設備の場合にあっては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。		
		7		プラズマ分解方式の施設にあっては、次によること。	
		イ	外気と遮断された状態で、廃PCB等又はPCB処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。		
ロ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 (2) 廃PCB等又はPCB処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。 (3) プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (4) 外気と遮断されたものであること。 (5) プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。 (6) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。 (7) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (8) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。				
ハ	次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。				
ニ	事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。				
					20
					30
					40

IV-1 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）

	規則第12条の2	14	7	ホ	粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。			
	第12号の2：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（PCB汚染物の分解施設に限る。）							
10	規則第12条の2	15	1		事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。			
				2	処理しようとするPCB汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。			
				3	水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。			
				イ	次の要件を備えた供給設備が設けられていること。 (1) PCB汚染物を破砕することができるものであること。 (2) PCB汚染物及び酸化剤等の供給量を調整することができるものであること。			
				ロ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 (2) 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 (3) 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。			
				ハ	反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する装置が設けられていること。			
				4	還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。			
				イ	供給設備は、PCB汚染物を破砕することができるものであること。			
				ロ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) PCBの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。			
				30	規則第12条の2	15	1	コ
ハ	次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。							
ニ	事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。							
ホ	粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。							
40	規則第12条の2	15	1	5				機械化学分解方式の施設にあっては、次によること。
				イ				次の要件を備えた供給設備が設けられていること。 (1) PCB汚染物を破砕することができるものであること。 (2) PCB汚染物の供給量を調節することができるものであること。
				ロ				次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。 (2) PCBの分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (5) 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
				ハ				反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。
				ニ				事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
				ホ				粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。
				6	溶融分解方式の施設にあっては、次によること。			

規則第12条の2	15	6	イ	次の要件を備えた供給設備が設けられていること。 (1) PCB汚染物を破碎し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。 (2) PCB汚染物の供給量を調節することができるものであること。	10
			ロ	次の要件を備えた反応設備が設けられていること。 (1) 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 (2) PCB汚染物の溶融及びPCBの分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。 (3) 外気と遮断されたものであること。 (4) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。 (5) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
			ハ	次の要件を備えた除去設備が設けられていること。 (1) 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。 (2) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (3) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
			ニ	事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。	
			ホ	粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。	
第13号：PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設					
規則第12条の2	16	1		事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又はPCBの回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	20
			2	PCB汚染物又はPCB処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。	
			3	分離方式の施設にあつては、次によること。	
			イ	次の要件を備えた分離設備が設けられていること。 (1) 分離設備内をPCBの分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。 (2) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
			ロ	次の要件を備えた回収設備が設けられていること。 (1) 回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。 (2) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 (3) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。	
ハ	PCBの分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備が設けられていること。				

注) 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設（令第7条）

- 1 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が $10\text{m}^3$ を超えるもの
- 2 汚泥の乾燥施設であつて、1日当たりの処理能力が $10\text{m}^3$ （天日乾燥施設にあつては、 $100\text{m}^3$ ）を超えるもの
- 3 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 1日当たりの処理能力が $5\text{m}^3$ を超えるもの
  - ロ 1時間当たりの処理能力が $200\text{kg}$ 以上のもの
  - ハ 火格子面積が $2\text{m}^2$ 以上のもの
- 4 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が $10\text{m}^3$ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
- 5 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
  - イ 1日当たりの処理能力が $1\text{m}^3$ を超えるもの
  - ロ 1時間当たりの処理能力が $200\text{kg}$ 以上のもの
  - ハ 火格子面積が $2\text{m}^2$ 以上のもの
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が $50\text{m}^3$ を超えるもの
- 7 廃プラスチック類の破碎施設であつて、1日当たりの処理能力が $5\text{t}$ を超えるもの
- 8 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 1日当たりの処理能力が $100\text{kg}$ を超えるもの

IV-1 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）

ロ 火格子面積が2 m<sup>2</sup>以上のもの

8-2 令第2条第2項に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5 tを超えるもの

9 令別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

11-2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設

12-2 廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設

13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

13-2 産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

10

イ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ロ 火格子面積が2 m<sup>2</sup>以上のもの

14 産業廃棄物の最終処分場であって、次に掲げるもの

イ 令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び令第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）

ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）

20

30

40

## 資料4 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（維持管理基準）

### 2.1 共通基準：最終処分場以外のすべての産業廃棄物処理施設について適用される基準

規 則	項 号	維 持 管 理 の 技 術 上 の 基 準
規則第12条の6 (産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
	2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
	3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
	4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
	5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
	6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
	7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
	8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
	9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

10

### 2.2 個別基準：各産業廃棄物処理施設ごとに適用される基準

令第7条第__号：産業廃棄物処理施設名		
規 則	項 号	維 持 管 理 の 技 術 上 の 基 準
第1号：汚泥の脱水施設		
規則第12条の7	1	脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。
	2	汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
第2号：汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）		
規則第12条の7	1	汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つよう温度を調節すること。
	2	施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。
第2号：汚泥の天日乾燥施設		
規則第12条の7	4	定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。
第3号	：汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	
第5号	：廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設	
第8号	：廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	
第12号	：廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
第13号の2	：上記以外の産業廃棄物の焼却施設	
ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。		
規則第12条の7	5	規則第4条の5第1項第2号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。
規則第4条の5 (一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)	1	2
	イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
	ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、規則第4条第1項第7号イの環境大臣が定める（ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間当たりの処理能力が2t未満）焼却施設にあっては、この限りでない。
	ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。
	ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
	ハ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	

20

30

40

10	規則第4条の5	1	2	チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。										
				リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。										
				ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。										
				ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。 ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設（セメントの製造の用に供する焼却炉（プレヒーター付きロータリーキルンに限る。））であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。										
				ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。										
				ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第2の上欄（下表の左欄）に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄（下表の右欄）に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。										
				<table border="1"> <tr> <td>1時間当たりの処理能力4t以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td> <td>0.1ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>1時間当たりの処理能力2t以上4t未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td> <td>1.0ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>1時間当たりの処理能力2t未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）</td> <td>5.0ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>製鋼の用に供する電気炉</td> <td>0.5ng/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 この表の下欄（右欄）に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。</td> </tr> </table>		1時間当たりの処理能力4t以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	0.1ng/m <sup>3</sup>	1時間当たりの処理能力2t以上4t未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	1.0ng/m <sup>3</sup>	1時間当たりの処理能力2t未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	5.0ng/m <sup>3</sup>	製鋼の用に供する電気炉	0.5ng/m <sup>3</sup>	備考 この表の下欄（右欄）に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。	
				1時間当たりの処理能力4t以上のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	0.1ng/m <sup>3</sup>										
				1時間当たりの処理能力2t以上4t未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	1.0ng/m <sup>3</sup>										
				1時間当たりの処理能力2t未満のもの（製鋼の用に供する電気炉を除く。）	5.0ng/m <sup>3</sup>										
製鋼の用に供する電気炉	0.5ng/m <sup>3</sup>														
備考 この表の下欄（右欄）に定めるダイオキシン類の濃度は、環境大臣が定める方法により算出されたものとする。															
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。														
コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。														

20	規則第4条の5	1	2	タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
				レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、規則第4条第1項第7号チのただし書（当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する）の場合にあっては、この限りでない。
				ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
				ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
				ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
				フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

40	規則第12条の7	5	1	1	燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃（令第7条第12号に掲げる施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設）にあっては、1,100℃）以上に保つこと。
				2	令第7条第12号に掲げる施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設）にあっては、燃え殻を令第6条の5第1項第3号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準（検液1ℓにつきPCB0.003mg以下）に適合させること。
				3	令第7条第5号に掲げる施設（廃油（廃PCBを除く。）焼却施設）及び同条第12号に掲げる施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設）（廃PCB等又はPCB処理物の焼却施設に限る。）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第10条の2第5項第2号の規定（事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備）を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

第3号	汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。			
第5号	廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設				
第8号	廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設				
第13号の2	上記以外の産業廃棄物の焼却施設				
規則第12条の7	6	1	ガス化改質方式の焼却施設の維持管理の技術上の基準は、規則第4条の5第1項第3号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第2号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。		
規則第4条の5	1	3	イ	<p>ガス化改質方式の焼却施設にあっては、規則第4条の5第1項第2号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。</p> <p>(2) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。</p> <p>(3) 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。</p> <p>(4) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(6) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(5)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>(8) 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1ng/m<sup>3</sup>以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によって得られたガスの改質を行うこと。</p> <p>(9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	10
			2	電気炉等を用いた焼却施設の維持管理の技術上の基準は、規則第4条の5第1項第3号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第2号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。	20
規則第4条の5	1	3	ロ	<p>電気炉等を用いた焼却施設にあっては、規則第4条の5第1項第2号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。</p> <p>(2) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(3) 集じん器内に流入するガスの温度（(6)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(4) 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>(5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(6) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p>	30
第4号：廃油の油水分離施設					
規則第12条の7	7			規則第12条の7第5項第3号及び規則第4条の5第1項第2号フの規定の例によることとする。	
規則第12条の7	5	3		令第7条第5号に掲げる施設（廃油（廃PCBを除く。）の焼却施設及び同条第12号に掲げる施設（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（廃PCB等又はPCB処理物の焼却施設に限る。））にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第10条の2第5項第2号の規定（事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備）を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	40
規則第4条の5	1	2	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	
第6号：廃酸又は廃アルカリの中和施設					
規則第12条の7	8	1		中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	
		2		廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	
		3		廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	
第7号：廃プラスチック類の破碎施設 第8号の2：木くず又はがれき類の破碎施設					
規則第12条の7	9	1		破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

10	規則第12条の7	9	2		破砕した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあっては、次によること。
				イ	成形設備にあっては、次によること。 (1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。 (2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。 (3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。 (4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
				ロ	冷却設備にあっては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。 (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。 (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。 (4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。 (5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
				ハ	圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次によること。 (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。 (2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。
				ニ	圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ハの規定の例による。
				ホ	搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、必要な措置を講ずること。
				ヘ	保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。
				ト	圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次によること。 (1) 保管設備内を常時換気すること。 (2) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。
20	規則第12条の7	9	2	チ	圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。 (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。 (2) 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。 (3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。
				リ	圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあっては、次によること。 (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
30	規則第12条の7	9	2	ヌ	圧縮固化した廃プラスチック類を規則第12条の2第9項第2号への規定による保管設備に保管する場合にあっては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。 (1) 保管設備内を定期的に清掃すること。 (2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。 (3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。 (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。 (5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。
				ヘ	圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。
40	規則第12条の2	9	2	ヘ	圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

規則第12条の2	9	2	ヘ	<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。</p>	
			ル	<p>圧縮固化した廃プラスチック類を規則第12条の2第9項第2号トの規定による保管設備に保管する場合にあっては、トの規定にかかわらず、次によること。</p> <p>(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。</p> <p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	10
規則第12条の2	9	2	ト	<p>圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えると、二の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p> <p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	20
			ヲ	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	
			ワ	<p>圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
第9号：金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設					
規則第12条の7	10			<p>規則第12条の7第2項第2号の規定の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。</p>	30
規則第12条の7	2	2		<p>汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	
第10号：水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設					
規則第12条の7	11			<p>規則第12条の7第2項第2号、第3項第2号及び規則第4条の5第1項第2号フの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p>	
		1		<p>ばい焼室の温度をおおむね600℃以上にした後、汚泥を投入すること。</p>	
		2		<p>ばい焼に当たっては、ばい焼温度を600℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	
		3		<p>ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。</p>	40
規則第12条の7	2	2		<p>汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	
	3	2		<p>施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。</p>	
規則第4条の5	1	2	フ	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	
第11号：汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設					
規則第12条の7	12	1		<p>汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	
		2		<p>高温熱分解方式の施設にあっては規則第12条の7第3項第2号及び規則第4条の5第1項第2号フの規定によるほか、次によること。</p>	

IV-2 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（維持管理基準）

10	規則第12条の7	12	2	イ	分解室の出口における炉温をおおむね900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。
				ロ	熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を900℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
	規則第12条の7	3	2		施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。
	規則第4条の5	1	2	フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
20	規則第12条の7	12	3		酸化分解方式の施設にあっては、次によること。
				イ	分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。
				ロ	シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。
				ハ	酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。
30	第11号の2：廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設				
	規則第12条の7	13	1		廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
				2	溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏1,500度以上とし、これを保つこと。
				3	溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。
4				溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、規則第12条の2第13項第3号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。	
40	規則第12条の2	13	3		溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。
				5	排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
				6	溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
	H18.7.27環境省告示第101号（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準）			1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の7第13項第6号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。
40				2	前項の「検出されないこと」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びエックス線回折装置を用いたエックス線回折分析法による分析方法により検定した場合において、石綿が検出されないことをいう。
				3	前項の分析方法により検定した結果から石綿の有無を判断することが困難な場合は、電子顕微鏡を用いた分析方法により検定することとする。
				7	排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
				8	排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
				9	溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。
				10	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
				11	溶融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあっては、次によること。
				イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
				ロ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
				ハ	集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
			ニ	集じん器にたい積した粉じんを除去すること。	

第12号の2：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（PCB汚染物の分解施設を除く。）			
規則第12条の7	14	1	廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第12条の2第14項第1号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
	規則第12条の2	14	1
		2	脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。
		イ	廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
		ロ	廃PCB等又はPCB処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。
		ハ	反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
		ニ	廃PCB等又はPCB処理物の処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあつては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
		3	水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。
		イ	廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。
		ロ	反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
		ハ	反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
		ニ	気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が試料1ℓにつき0.03mg以下になるように処理すること。
		ホ	処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
		4	還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。
		イ	廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
		ロ	反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
		ハ	反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
		ニ	除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
		ホ	除去設備内から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
		ヘ	粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
		ト	除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法（厚生省告示第7号）により算出されたダイオキシン類の濃度が1m <sup>3</sup> 当たり0.1ng以下となるように処理すること。
		チ	除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
		リ	生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
		ヌ	生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
		ル	廃PCB等又はPCB処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
		ヲ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
		5	光分解方式の施設にあつては、次によること。
		イ	廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
		ロ	光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。
		ハ	照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
		ニ	反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

10

20

30

40

10	規則第12条の7	13	5	ホ	反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。 ただし、反応終了後の混合物をPCB処理物として処理する場合は、この限りでない。 (1) 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。 (2) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 (3) 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。					
				ヘ	処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。					
			20	規則第12条の7	13	6	プラズマ分解方式の施設にあっては、次によること。			
						イ	廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。			
						ロ	反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。ハにおいて同じ。）に達した後、廃PCB等又はPCB処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。			
						ハ	プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。			
						ニ	プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。			
						ホ	除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。			
						ヘ	除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。			
						ト	粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。			
						チ	除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法（厚生省告示第7号）により算出されたダイオキシン類の濃度が1m <sup>3</sup> 当たり0.1ng以下となるように処理すること。			
						リ	除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。			
						ヌ	生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。			
						ル	生成ガス水を水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。			
						ヲ	廃PCB等又はPCB処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。			
						ワ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。			
						30	第12号の2：廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（PCB汚染物の分解施設に限る。）			
							規則第12条の7	15	1	廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第12条の2第15項第1号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
										規則第12条の2
40	規則第12条の2	15	2	水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。						
				イ	反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。					
			ロ	PCB汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。						
			ハ	反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。						
			ニ	反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。						
			ホ	気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が試料1ℓにつき0.03mg以下になるように処理すること。						
			ヘ	処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。						
			3	還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。						
イ	反応設備に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。									
			ロ	PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。						

規則第12条の7	15	3	ハ	反応中は、PCBの分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。	
			ニ	反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
			ホ	除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。	
			ヘ	除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。	
			ト	粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。	
			チ	除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法（厚生省告示第7号）により算出されたダイオキシン類の濃度が1 m <sup>3</sup> 当たり0.1ng以下となるように処理すること。	
			リ	除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	10
			ヌ	生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	
			ル	生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	
			ヲ	PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	
ワ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。				
		4		機械化学分解方式の施設にあっては、次によること。	
			イ	反応器に投入するPCB汚染物を必要に応じて破碎すること。	20
			ロ	PCB汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。	
			ハ	反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。	
			ニ	反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
			ホ	除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。	
			ヘ	粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。	
			ト	除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	
			チ	生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	
			リ	生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	30
ヌ	PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。				
		5		溶融分解方式の施設にあっては、次によること。	
			イ	反応設備に投入するPCB汚染物を反応設備中の溶融補助剤が溶融した面に接するよう供給すること。	
			ロ	PCB汚染物の数量及び性状に応じ、当該PCB汚染物が溶融した状態を保つために溶融補助剤の供給量を調節すること。	
			ハ	反応中は、PCB汚染物の溶融及びPCBの分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。	
			ニ	反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
			ホ	除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
			ヘ	除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。	
			ト	除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。	
			チ	粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。	
			リ	除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が1 m <sup>3</sup> 当たり0.1ng以下となるように処理すること。	
ヌ	除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	40			

IV-2 産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（維持管理基準）

	規則第12条の7	15	5	ル	生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
				ヲ	生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
				ワ	PCB汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
				カ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
第13号：PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設					
10	規則第12条の7	16	1		廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、規則第12条の2第16項第1号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。
	規則第12条の2			1	
20				2	洗浄方式の施設にあっては、処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
				3	分離方式の施設にあっては、次によること。
				イ	PCB汚染物又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、分離設備におけるPCBの分離に必要な時間を調節すること。
				ロ	分離設備内をPCBの分離に必要な温度及び圧力に保つこと。
				ハ	分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
				ニ	回収設備内を分離されたPCBの回収に必要な温度に保つこと。
				ホ	回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
				ヘ	PCBの分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下この号において、「回収液」という。）の量を測定し、かつ、記録すること。
				ト	PCBの分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。
				チ	排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量を測定し、かつ、記録すること。
30				リ	回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

注) 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設（令第7条）については、IV-1「産業廃棄物処理施設に係る技術上の基準（構造基準）」の注)を参照。

## 資料5 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の基準

### 3.1 産業廃棄物収集・運搬業

条 文	項 号	記 載 内 容 等	
法第14条 (産業廃棄物 処理業)	5	都道府県知事は、法第14条第1項の許可（産業廃棄物の収集又は運搬業の許可）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	
	1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	
規則第10条 (産業廃棄物 収集運搬業の許可の 基準)		法第14条第5項第1号（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	10
	1	施設に係る基準	
	イ	産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
	ロ	積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
	2	申請者の能力に係る基準	
	イ	産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	
	ロ	産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
	2	申請者が次のいずれ（欠格条項）にも該当しないこと。	20
	イ	法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者	
	ロ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）	
	ハ	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの	
	ニ	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの	
	ホ	個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの	
	ヘ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配する者	

### 3.2 産業廃棄物処分業

条 文	項 号	記 載 内 容 等	
法第14条	10	都道府県知事は、法第14条第6項の許可（産業廃棄物の処分業の許可）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	
	1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	
規則第10条の5 (産業廃棄物 処分業の許可の基準)		法第14条第10項第1号（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	40
	1	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合	
	イ	施設に係る基準 (1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。 (4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。	

10	規則第10条の5	1	イ	(5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
			ロ	申請者の能力に係る基準 (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
		2		埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合
			イ	施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 (2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。
			ロ	申請者の能力に係る基準 (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
	法第14条	10	2	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれ(欠格条項)にも該当しないこと。

### 3.3 特別管理産業廃棄物収集・運搬業

条文	項	号	記載内容等	
法第14条の4 (特別管理産業廃棄物処理業)	5		都道府県知事は、法第14条の4第1項の許可(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬業の許可)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	
		1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	
規則第10条の13 (特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)	1		法第14条の4第5項第1号(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	
			施設に係る基準	
		イ	特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
		ロ	廃油(特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び規則第10条の17において同じ。)、廃酸(特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び規則第10条の17第1号イ(2)において同じ。)又は廃アルカリ(特別管理産業廃棄物であるものに限る。以下この条及び規則第10条の17第1号イ(2)において同じ。)の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。	
		ハ	感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。	
		ニ	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。	
		ホ	その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。	
		ヘ	積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。	
		2		申請者の能力に係る基準
			イ	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
	ロ	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。 (1) 当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に関し特に注意すべき事項 (2) 当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に応じた取扱い (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置 (4) 緊急時における連絡の方法		

規則第10条の13	2	ハ	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
法第14条の4	5	2	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれ(欠格条項)にも該当しないこと。

### 3.4 特別管理産業廃棄物処分類

条 文	項 号	記 載 内 容 等	
法第14条の4 (特別管理産業廃棄物処理業)	10	都道府県知事は、法第14条の4第6項の許可(特別管理産業廃棄物の処分類の許可)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	10
	1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	
規則第10条の17 (特別管理産業廃棄物処分類の許可の基準)		法第14条の4第10項第1号(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	
	1	<p>特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(2) 廃酸又は廃アルカリ(シアン化合物を含むものを除く。)の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であって、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。</p> <p>(5) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処分を業として行う場合には、当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、処分する廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(6) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(7) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)又は当該汚泥を処分するために処理したもの(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(8) シアン化合物を含む汚泥(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)又は当該汚泥を処分するために処理したもの(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(9) 汚泥(特別管理産業廃棄物であるものに限り、(7)及び(8)に掲げるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。</p> <p>(10) その他の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えたものを有すること。</p> <p>(11) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。</p> <p>(3) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。</p>	20 30 40

Ⅶ-3 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の基準

10	規則第10条の17	2	埋立処分を業として行う場合	
		イ	<p>施設に係る基準</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>(2) 当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。</p>	
		ロ	<p>申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。</p> <p>(3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。</p>	
	法第14条の4	10	2	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれ（欠格条項）にも該当しないこと。

20

30

40

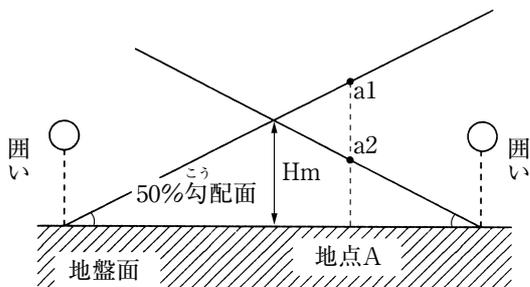
## 資料 6 (特別管理) 産業廃棄物の保管基準 (判定例)

### 11.1 高さ等の判定例

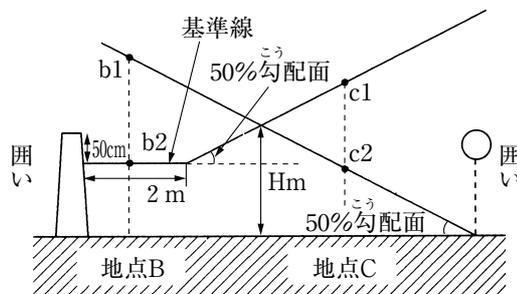
#### 1 積替保管、中間処理における保管 (使用済自動車等を除く) (規則第1条の6第1、2号)

##### (1) 高さの上限の判定例

1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



2) 片方が直接負荷部分の囲い (左)、片方が廃棄物に接しない囲い (右) の場合



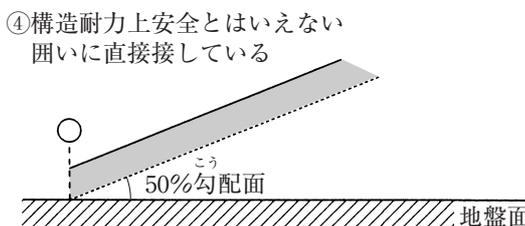
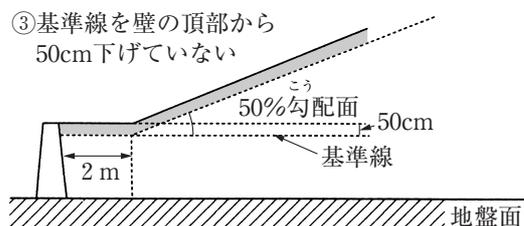
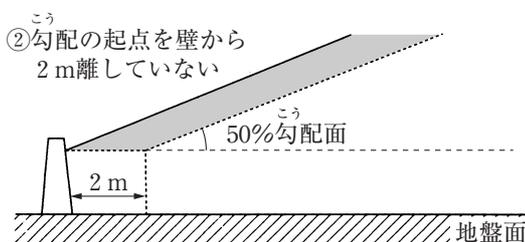
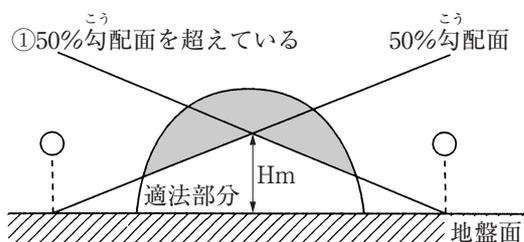
○基準上の高さ上限

- ・地点A : a 2 (Hm以下)
- ・看板記載高さ : Hm

- ・地点B : b 2 (基準線は囲いの高さより50cm低く)
- ・地点C : c 2 (Hm以下)
- ・看板記載高さ : Hm

##### (2) 保管基準の判定例 (典型的な違反例 : 網掛け部分)

1) 模式図

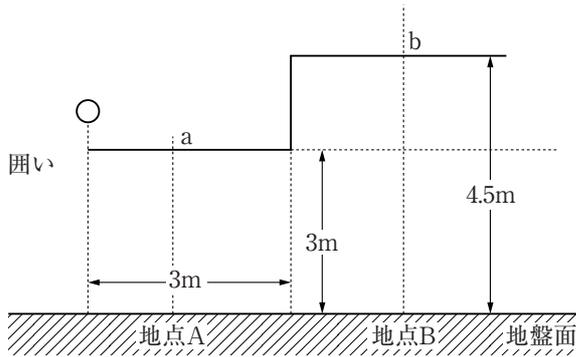


2) その他違反となる例

- ① 囲いが廃棄物と接して曲がって (歪んで) いる。
- ② 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積み上げて (さらに囲いの上部にプラスチックの板等で50cm継ぎ足した場合等を含む)。

2 使用済自動車等の保管 (格納するための施設を利用して保管する場合を除く) (規則第1条の6第3号)

(1) 高さの上限の判定例

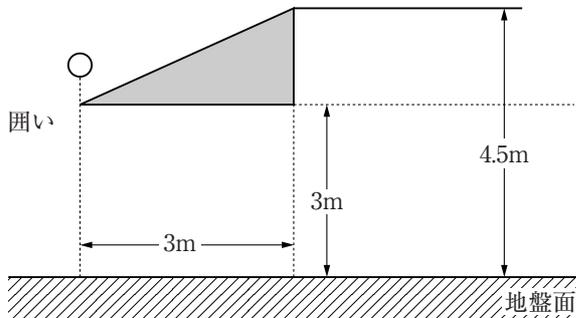


- 基準上の高さの上限  
 ・地点A：a (3m以下)  
 ・地点B：b (4.5m以下)

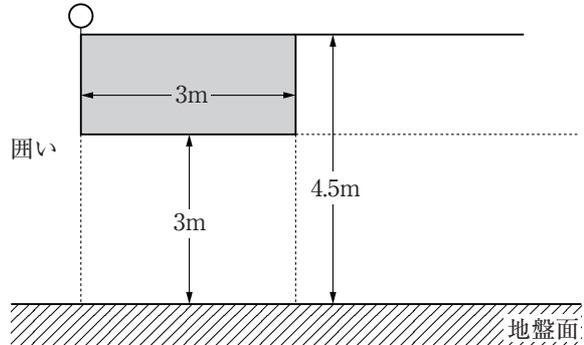
10

(2) 保管基準の判定例 (典型的な違反例：網掛け部分)

① 囲いから3m以内で、3mを超えている。



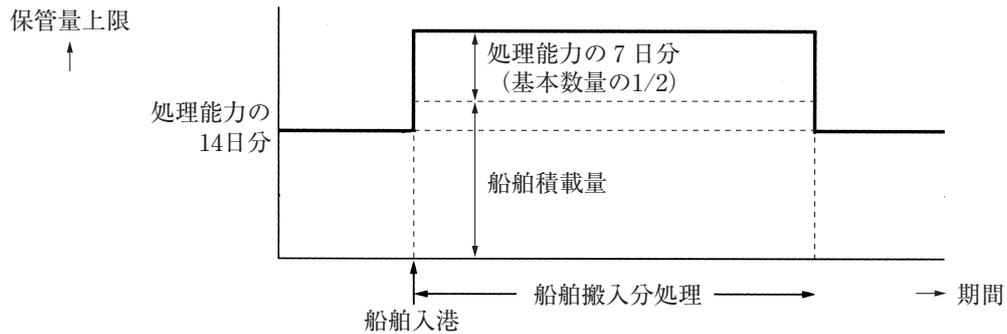
② 囲いからすぐに4.5mとしている。



20

11.2 産業廃棄物の中間処理に係る保管量の上限に関する特例 (—：基準)

(1) 船舶の積載量が基本数量 (処理能力の14日分) を上回る場合 (規則第7条の8第1項第1号)

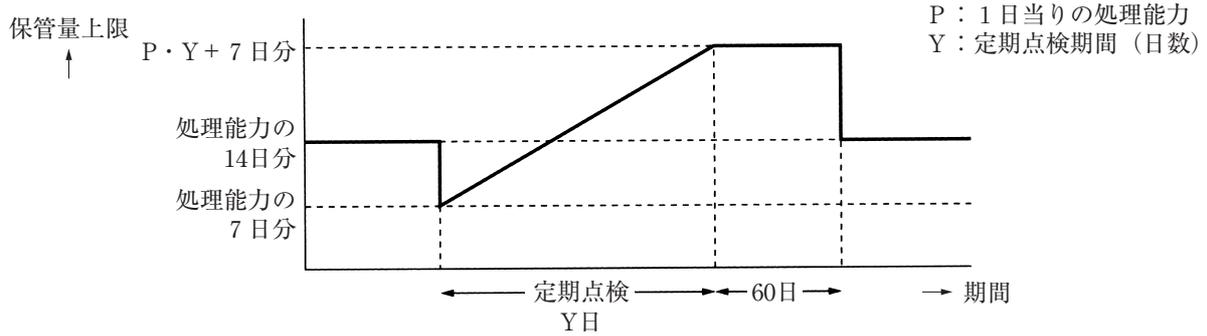


30

注) 「基本数量」とは、処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合にあって、当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限

40

(2) 施設の定期点検等の場合 (期間が連続7日間を超えるもの) (規則第7条の8第1項第2号、同第2項)



10

注) 「定期点検等」とは、あらかじめ年間計画等に定められている定期的な点検又は修理であって、その期間が連続して7日間を超える規模のものをいう。これ以外の点検等についてはこの特例は適用されないことに留意されたい。

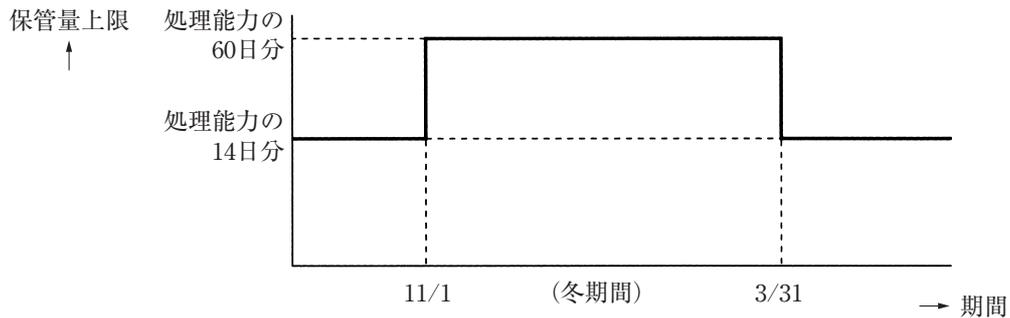
(3) 建設業に係る産業廃棄物の再生を行う処理施設で保管する場合 (規則第7条の8第1項第3号)

- ・ 木くず及びコンクリートの破片 処理能力の28日分
- ・ アスファルト・コンクリートの破片 処理能力の70日分

注) 「建設業に係る産業廃棄物」とは、工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片及びアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。

20

(4) 冬期間の豪雪地帯指定区域内の場合 (廃タイヤの処理) (規則第7条の8第1項第4号)



30

(5) 使用済自動車等の保管する場合 (規則第7条の8第1項第5号)

「11.1 高さ等の判定例」を超えない限りにおいて保管することができる数量

40

資料 7 代表的防食法の相対的評価表

防食法	防食仕様		耐久性				施工性		美観	イニシャルコスト	メンテナンスコスト (1回当り)	補修までの 予想期間	使用実績
	被覆材料	合計膜厚	耐食性	耐候性	耐衝撃性	耐摩耗性	工場 (現地)	補修 塗替え 更新					
塗装	無機ジンクリッチペイント エポキシ樹脂塗料 ポリウレタン樹脂塗料	735 μ											
	無機ジンクリッチペイント エポキシ樹脂塗料(クロス併用) ポリウレタン樹脂塗料	1135 μ											
	無機ジンクリッチペイント タールエポキシ樹脂塗料	975 μ											
	無機ジンクリッチペイント タールエポキシ樹脂塗料 (クロス併用)	1275 μ											
	ガラスフレーク入りポリエス 樹脂塗料	1250 μ											
有機ライニング	エポキシ系レジンモルタル	5 mm											
	ポリエチレン	3 mm											
無機ライニング	ベトロタム・テープ ポリエステル系FRPカバー	5 mm						*					
	コンクリート	75 mm		-				*					
金属溶射	アルミニウム	200 μ		-				*					
耐食性金属被覆	モネル	2 mm		-				*					
耐海水網巻き	耐海水網	20 mm		-									

注) 評価 優 ↔ 劣



## 参 考：廃油類の防食法

### 酸の中和

酸化防止対応と同じようにフェネート,塩基性スルフォーと使われる。

### 活性物質の包み込み

中性スルフォーが使われる。

### 保護脂形成

スルフォー,りん酸エステル,油性向上剤などが効果があり,金属表面が水でぬれるのを防止。

## 資料 8 焼却炉規模算定方法

### I 処理能力について

小型焼却炉は、その大きさや焼却能力が検討課題となる。基本的には、燃焼室容積または火床面積（火格子）の大きさから決まってくる。

（詳細は、小型焼却炉の計画マニュアルP.14～15参照）

ここでは、木くず・紙くず・廃プラスチック等の混合廃棄物の場合の算定例を示す。

#### 1. 燃焼室容積（ $m^3$ ）の算定例

燃焼室容積は次式で表わせる。

$$\text{燃焼室容積} = \frac{\text{廃棄物の低位発熱量 (Kcal/kg)} \times \text{焼却能力 (kg/h)}}{\text{燃焼室熱負荷 (Kcal/m}^3\text{h)}}$$

今ここで、焼却炉の燃焼室熱負荷 250,000 (Kcal/ $m^3$  h)、木くず等を 1 日当り 600 kgとし、全て 6 時間で焼却、また発熱量を 4,000Kcal / kgとすると、1 時間に必要な焼却能力は、600 kg / 6h=100 kg/h

$$1 \text{ 次燃焼室容積 (m}^3\text{)} = \frac{4,000 \times 100}{250,000} = 1.6$$

従って、少なくとも 1.6  $m^3$  以上の燃焼室容積の焼却炉が必要になる。

#### 2. 火格子面積（ $m^2$ ）の算定例

火床面積（火格子）を算出する式は次式で表わせる。

$$\text{火床面積 (火格子) (m}^2\text{)} = \frac{\text{焼却能力 (kg / h)}}{\text{焼却率 (kg / m}^2\text{h)}}$$

今ここで、一般の燃焼率を 100kg /  $m^2$  h とすると、

$$\text{火格子 (m}^2\text{)} = \frac{100}{100} = 1$$

従って、少なくとも  $m^2$  以上の火床面積（火格子）の焼却炉が必要となる。

参考文献：(社)日本産業機械工業会 「小型焼却炉の計画マニュアル」  
三好康彦 「小型焼却炉」

## II 燃焼室熱負荷について

燃焼室熱負荷とは燃焼室単位容積，単位時間当りの発生熱量をいう。この場合燃焼室容量はごみがない状態で算定するが，この算定はメーカーにより異なる。また発生熱量とはごみの低位発熱量に単位時間当りの処理量かけたものである。一般にこの燃焼室熱負荷を大きくとりすぎると完全燃焼が得られず，また小さすぎると燃焼ガスが冷却され易く燃焼温度の確保が困難となる。

構造指針では標準値として次の値を示している。

- ・連続燃焼式  $8 \sim 15 \times 10^4 \text{ Kcal} / \text{m}^3 \cdot \text{hr}$
- ・バッチ燃焼式  $4 \sim 7 \times 10^4 \text{ Kcal} / \text{m}^3 \cdot \text{hr}$

小型焼却炉の計画マニュアルでは，  $250,000 \text{ Kcal} / \text{m}^3 \cdot \text{hr}$

- ・ A 社のロータリーキルンタイプの炉では，  $180,000 \text{ Kcal} / \text{m}^3 \cdot \text{hr}$
- ・ E 社のロータリーキルンタイプの炉では，  $200,000 \sim 300,000 \text{ Kcal} / \text{m}^3 \cdot \text{hr}$

各社使用例(規模~200kg/h)

A社

	焼却能力 (kg/h)	炉内容積 (m <sup>3</sup> )	炉床面積 (m <sup>2</sup> )
HS-1	25 ~ 35	0.33	0.26
HS-2	50 ~ 80	0.78	0.47
HS-3	100 ~ 150	1.52	0.72
HS-4	150 ~ 190	2.06	0.88
HL-05	50 ~ 75	1.15	0.42
HL-08	80 ~ 100	1.82	0.48
HL-10	100 ~ 120	1.96	0.52
HL-12	120 ~ 140	2.46	0.82
HL-15	150 ~ 180	3.40	1.25
HL-20	200 ~ 250	5.40	1.68

B社

	焼却能力 (kg/D)	炉内容積 (m <sup>3</sup> )	炉床面積 (m <sup>2</sup> )
F	F- S	160 ~ 200	0.3
	F-	200 ~ 300	0.4
	F-	400 ~ 550	0.6
CX	CX-I	400 ~ 470	0.94
	CX-	600 ~ 680	1.36
AP	AP-40	320 ~ 380	0.43
	AP-70	560 ~ 620	0.77

C社

	焼却能力 (kg/h)	炉内容積 (m <sup>3</sup> )	炉床面積 (m <sup>2</sup> )
MO	MO-1	50 ~ 70	0.36
	MO-2	70 ~ 100	0.55
	MO-3	100 ~ 150	0.85
	MO-4	150 ~ 180	1.08
MK	MK-170	80 ~ 100	2.52
	MK-200	130 ~ 150	3.77
	MK-250	200 ~ 250	6.16
MKC	MK-140C	30 ~ 50	0.95
	MK-150C	50 ~ 70	1.39
	MK-160C	70 ~ 100	1.74
	MK-170C	100 ~ 150	2.60

資料9 産業廃棄物の発熱量

1 汚泥(No.1.2.3.4)

区分	産業種	水処理方法他	発熱量		含水率(%)	主成分		無機分	出典
			高位発熱量(Kcal/kgDS)	低位発熱量(Kcal/kg)		有機分	その他可燃分		
産業廃水汚泥	ずい道掘削	分級荒取り	-	-	35	-	-	シルト粘土	
	製紙工業	凝沈	2,000 ~ 4,000	-	70 ~ 75	繊維分	-	クレーなど	
	無機化学一般	凝沈	500 ~ 1,000	-	65 ~ 75	-	-		
	電力集塵	凝沈	1,000 ~ 2,000	-	70 ~ 75	-	炭素をかなり含む		
	鉄鋼加工圧延	凝沈	-	-	80	-	-		
	機械工業(含油)	加圧浮上電解浮上	-	-	75 ~ 80	-	-		
	石炭工業(選炭排水)	凝沈	-	-	-	-	-		
	パルプ工業	凝沈	-	-	80	-	-		1
	有機化学(コーク排水など)	活性汚濁い混合	-	1,500 ~ 4,000	75 ~ 80	-	-	20 ~ 30 (%) あり	
	食品工業	活性汚濁い散水床	-	3,000 ~ 5,000	80 ~ 85	-	-	10 ~ 20 (%) 程度	
	石油精製・化学	活性汚濁い	-	3,000 ~ 5,000	80 ~ 85	-	-	同上	
	工場生活排水	活性汚濁い散水床	-	2,500 ~ 3,500	80 ~ 85	-	-	同上	
	三次処理汚濁い	凝沈	-	1,500 ~ 2,000	85	-	-	水酸化アルミニウム	

2

汚泥 (燃料科学的特性)	"	"	(Kcal/kg)	"	"	COD(ppm)	BOD(ppm)	灰分(%)	揮発分(%)	"
汚泥 (燃料科学的特性)	余剰活性汚泥	"	190	-453	97.33	23,100	2,040	0.52	2.15	
	"	"	195	-399	98.44	28,600	11,300	0.36	1.20	
	木材加工廃水汚泥	"	920	437	74.66	162,000	13,800	14.96	10.38	
	食品工場余剰汚泥	"	5,010	4,715	2.07	-	-	14.10	83.83	2
	酒造工場余剰汚泥	"	988	459	77.87	222,000	-	2.60	19.53	
	菜種ソーダ油滓	"	2,740	2,286	54.38	698,000	-	8.05	37.57	
	製菓発酵菌体かす	"	540	485	2.72	-	-	85.64	11.64	
	"	"	2,250	2,094	2.69	-	-	55.66	41.65	

(注)発熱量の区分がない箇所は、出典に高位又は低位発熱量の明示がなかったことによる。以下の表についても同じ。

No.3

区 分	種 類	発 熱 量		含水率 (%)	出典	
		高位発熱量 (Kcal/kgDS)	低位発熱量 (Kcal/kg)			
下水汚泥 (各1サンプルのデータ)	消石灰薬注下水生汚泥	2,900		37	3	
	消石灰薬注下水消化汚泥	2,630		42		
	高分子薬注下水生汚泥	2,770		28		
	熱処理下水汚泥		4,310			43
			4,670			46

No.4

最初沈殿池 の有無	種 類	水 処 理 方 法 他	発 熱 量		含水率 (%)	強 熱 減 量 (%)	出典
			高位発熱量 (Kcal/kg ・固形物)	低位発熱量 (Kcal/kg)			
有	流入生下水		5,640			79.4	4
	最初沈殿池流入水		3,550			73.9	
	Iレージョンタンク流入水		4,660			79.3	
	IIレージョンタンク混合液		4,640			81.0	
	余剰汚泥		4,640			79.2	
	最初沈殿池引抜き 混合生汚泥		4,440			73.5	
	濃縮汚泥		4,300			70.2	
	嫌気性消化汚泥		4,320			52.2	
	脱水汚泥		3,030			51.1	
	流入生下水		4,910			73.6	
	IIレージョンタンク流入水		4,040			68.5	
	IIレージョンタンク混合液		4,260			74.2	
	余剰汚泥		4,270			74.3	
無	濃縮汚泥		4,180			72.3	
	嫌気性消化汚泥		2,980			56.7	
	脱水汚泥		3,130			54.9	

注) 出典4のデータについては、\* 高位発熱量は下水についてはS S当り、汚泥についてはT S当りである。

2 廃油，廃酸，廃アルカリ

区分	種別	発熱量		組成			出典
		高位発熱量 ( Kcal/kg )	低位発熱量 ( Kcal/kg )	水分 ( % )	スラッジ ( % )	油分 ( % )	
廃油 A	高含水廃油	-	-	75	1	24	1
廃油 B	低含水廃油	10,000	9,600	2	2	97	
廃油	ガソリンスタンド廃油， 車両整備廃油，鉄工所廃油	6,000 ~ 11,000		0 ~ 20	1以下		5
硫酸ピッチ ( 廃油 + 廃酸 )	サンブル数 14 の平均値	5,160	-	硫酸分 ( % ) 34.6	灰分 ( % ) 1.7		1
参考	灯油	約 10,500					1
	C 重油	9,200					2

濃厚廃液 ( 燃料科学的特性 )	"	"	水分 ( % )	灰分 ( % )	油分 ( % )	COD ( ppm )	BOD ( ppm )	出典	
									高位発熱量 ( Kcal/kg )
農産加工工場 化学工場	アルコール蒸留廃液	339	-244	89.86	3.09	7.05	8,000	18,920	2
	ウイスキー蒸留廃液	231	-353	94.73	0.52	4.75	7,000	47,100	
	アルコール蒸留廃液	-	-209	86.20	3.80	10.00	-	30,000	
	ビール廃液 ( ミカン )	305	-207	91.66	0.66	7.68	110,000	63,000	
	SP パルプ廃液	453	-117	89.83	1.05	9.12	14,000	27,750	
	KP パルプ廃液	653	136	78.17	7.56	14.27	17,000	38,690	
	トリクロルベンゼン廃液	5,460	4,931	0.36	0.18	99.46	114,000	-	
	塗料溶剤蒸留廃液	3,870	3,269	39.74	10.91	49.35	386,000	-	
	ポリカーボネート廃液	6,650	6,350	tr	0.03	99.97	1,220,000	-	
	プロピオン酸廃液	4,180	3,707	20.72	0.08	79.20	1,000,000	-	
	フタル酸廃液	1,224	778	62.90	0.27	36.83	105,000	243,900	
	ピリジン蒸留廃液	9,676	9,255	9.50	1.62	88.88	132,000	-	
	尿素樹脂廃液	677	76	92.50	tr	7.50	197,000	140,000	

3 廃プラスチック類

材	料	燃 焼 熱 ( kcal/kg )	水 分 ( % )	可 燃 分 ( % )	灰 分 ( % )	出典
軟質ポリエチレン		11,140				
硬質ポリエチレン		10,965				
ポリプロピレン		10,506				
発砲スチレン		9,800				
ポリスチレン		9,604				
ABS樹脂		8,424				
AS樹脂		8,320				
ポリアミド(ナイロン)		7,371				
ポリカーボネート		7,294				
メタクリル樹脂		6,265				
クロロレンゴム		6,000				
セルロースアセテートブチレート		5,659				1
FRP		4,494				
塩化ビニル樹脂		4,315				
ポリウレタン		4,440				
セルロイド		4,134				
ポリアセタール		4,046				
ポリインブチレン		3,833				
フェノール樹脂		3,219				
塩化ビニリデン樹脂		2,600				
四ふっ化エチレン樹脂		1,004				
高分子 (PE, PP, ABS樹脂, PS, 塩化ビニル樹脂, ポリスチレン)		発熱量 5,000 ~ 10,000	0 ~ 10		1 ~ 20	5
廃プラスチック類(生成油 - 桶川市実験プラントH5.2.2の例 - (原料, PE, PP, PS, PVC他))		低位発熱量 10,100			0.001	6
廃プラスチック類(固形状)		7,200	5	93	2	1

4 木くず，紙くず，織維くず

区分	発熱量			組成(乾物中)			出典
	高位発熱量 (kcal/kg)	低位発熱量 (kcal/kg)	揮発分 (%)	固定炭素 (%)	灰分 (%)	水分	
木材	4,500~5,000	3,900~4,400	76~82	17~22	0.3~1.8		7
木材	約 4,500						4
紙くず，木くず， 織維くず	4,000	2,700~3,600	可燃分 60~85	水分 5~25	10~15		1

5 動物性残渣

(1) 動物性残渣

区分	種別	発熱量			組成			出典
		高位発熱量 (kcal/kg)	低位発熱量 (kcal/kg)	揮発分 (%)	固定炭素 (%)	灰分 (%)	水分	
動物性残渣	魚腸骨， ねり製品くず	5,000	260~920	70~80	14~21	6~9		4
動物屍体 及び汚物	動物の屍体， 臓器， 汚物(糞尿) (病院，研究所， 屠場， 動物処理場， 畜産場)		500~1,500	65~85		3~5		5

(2) 植物性残渣

区分	種類	発熱量			組成			出典
		高位発熱量 (kcal/kg)	低位発熱量 (kcal/kg)	揮発分 (%)	固定炭素 (%)	灰分 (%)	水分	
農業 残渣	稲わら	3,100	3,010	14.5			69.5	4
	粉がら	2,470	2,455	10.0			60.3	
	米ぬか	2,710	2,670	16.0			63.0	
	大豆茎葉	3,040	2,960	14.0			70.2	
	大豆茎葉	710	210	83.5			15.5	
油 かす	大豆油かす	3,300	3,210	14.3			77.7	4
	胡麻油かす	3,610	3,540	12.6			80.4	
	椰子油かす	3,600	3,550	11.0			83.5	
	清酒かす	1,658	1,350	59.0			37.0	
醸 造 か す	焼酎かす	1,710	1,360	57.5			40.0	4
	麦芽かす	2,420	2,165	42.8			55.2	
	ビールかす	1,275	850	70.5			27.8	
	食酢かす	1,545	1,150	62.0			34.5	
	醤油かす	1,366	1,030					
油 性 残 渣	植物油泥	10.4	-574	96.4			0.9	4
	菜種油滓	2,740	2,286	54.4			46.3	
	精製廃白土	2,960	2,825	22.5			40.5	
	廃水浮上廃油	4,560	3,973	52.3			42.8	
	豆腐かす	65.8	-465	85.5			13.7	
そ の 他	飴かす	1,040						4
	昆布切くず	665	348	50.8			14.2	
	精糖廃活性炭	968	701	44.4			39.1	
	発酵菌体かす	1,420	1,040	62.5			33.0	

6 ゴムくず(廃タイヤ)

区 分	発 熱 量 ( kcal/kg )	出 典
普通タイヤ(ナイロン)	8,570	4
スチールラジアルタイヤ	7,180	

7

感染性産業廃棄物

区 分	低位発熱量 ( kcal/kg )	組 成 ( % )		出 典
		水 分	可 燃 分 灰 分	
感染性一般廃棄物	2,361	31.4	50.6	8 ( 感染性 産廃の 組成表を 別 表 に 示す )
感染性産業廃棄物	3,660	6.4	58.4	
非感染性一般廃棄物(1)	4,106	15.5	72.9	
非感染性一般廃棄物(2)	3,812	15.3	74.9	
参考：京都市ゴミ 1988年度	1,843	14.0	44.5	41.5

別表 感染性産業廃棄物組成表(7の資料)

サンプリング総重量 ( kg )	26.99
サンプリング総容積 ( ℓ )	300
見かけ比重	0.090

項 目	湿 重 量		乾 重 量		水 分 %	可 燃 分 %	灰 分 %	出 典
	g	%	g	%				
紙 類	紙おむつ	858	3.2	293	1.2	65.9	33.1	1.0
	その他紙	4,083	15.1	3,691	14.6	9.6	81.5	8.9
	小 計	4,941	18.3	3,984	15.8	19.4	73.1	7.5
合成樹脂類	非塩ビ	7,482	27.7	7,063	28.0	5.6	88.7	5.7
	塩 ビ	3,636	13.5	3,589	14.2	1.3	94.8	3.9
	小 計	11,118	41.2	10,652	42.2	4.2	90.7	5.1
繊 維 類	医療系	999	3.7	746	3.0	25.3	73.3	1.4
	その他	0	0.0	0	0.0	-	-	-
	小 計	999	3.7	746	3.0	25.3	73.3	1.4
ゴム類	1,340	5.0	1,340	5.3	0.0	98.7	1.3	
皮革類	0	0.0	0	0.0	-	-	-	
ガラス類	3,215	11.9	3,170	12.6	1.4	0.2	98.4	
金属類	569	2.1	551	2.2	3.2	0.0	96.8	
厨芥類	0	0.0	0	0.0	-	-	-	
木竹類	0	0.0	0	0.0	-	-	-	
その他(血液)	0	0.0	0	0.0	-	-	-	
その他(注射針)	4,810	17.8	4,810	19.0	0.0	0.0	100.0	
土砂等	0	0.0	0	0.0	-	-	-	
合 計	26,992	100.0	25,253	100.0	6.4	58.4	35.2	

資料10 産業廃棄物(容量→重量)換算係数一覧表

品目	産業廃棄物埋立の手引き①	特別管理産業廃棄物の処分課程②	廃棄物最終処分場指針③ (下水生汚泥) 1.10～1.18	廃棄物処理・再資源化技術④	土木材料学⑤	小型焼却炉⑥	環境省通知⑦	鳥取県(暫定値)
汚泥	0.9～1.0		1.10～1.18				1.10	1.1
廃油				0.809～0.957		0.8～1.1	0.90	0.9
廃酸							1.25	1.1
廃アルカリ							1.13	1.1
廃プラスチック類				0.05～0.40	(平均)1.45		0.35	0.3 (発泡スチロール0.01)
紙くず							0.30	0.3
木くず	0.8～1.0	1.0		0.26	0.3～0.8		0.55	0.5
動植物性残さ						0.6～1.0	1.00	0.8
ゴムくず					0.9～2.0		0.52	0.6
金属くず	1.0～1.8	1.8					1.13	1.3
ガラス陶磁器くず							1.00	1.0
がれき類	がれき類1.0～1.7 ブロック1.2				アスファルト1.01～1.06 コンクリート2.4		1.48	1.5
燃え殻	1.0～1.8	1.2	(下水焼却残さ) 1.33				1.14	1.2
医療廃棄物							0.30	0.28
繊維くず							0.12	
動物系固形不要物							1.00	
鉱さい							1.93	
動物のふん尿・死体							1.00	
ばいじん							1.26	
13号廃棄物							1.00	
発電気機械器具							1.00	
廃石綿等							0.30	

出典:①産業廃棄物埋立の手引き(前田藤之助、日刊工業新聞社、S51.7.20)、②特別管理産業廃棄物処理業に関する新規講習会テキスト特別管理産業廃棄物処理の処分過程(財)日本産業廃棄物処理振興センター、H4.11.20)、③廃棄物最終処分場指針解説(社)全国都市清掃回議、H1.3.31)、④廃棄物処理・再資源化技術ハンドブック(廃棄物処理再資源化ハンドブック編集委員会、(株)建設産業調査会、H5.11.25)、⑤土木材料学(岡田清、明石外世樹、小柳治、国民科学社、H7.3.10)、⑥小型焼却炉(三好康彦、公害対策技術研究会、H4.12.10)、⑦産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(H18.12.27環境産学 発第061227006号)

資料11 最大着地濃度等の算定方法

風化の地表濃度は、煙突から離れるに従って高くなり、やがて低くなっていく。この濃度の最も高い点の濃度を地表最大濃度といい、一般的に  $C_{max}$ [ppm]で表す。また、最大濃度出現位置を煙突から風下距離  $X_{max}$ [m]で表す。

$$C_{max} = \frac{0.234Q \times 10^6}{U \cdot He^2} \times \frac{Cz}{Cy} \dots\dots\dots(\text{サットンの式})$$

$$X_{max} = \left[ \frac{He}{Cz} \right]^{2 / (2 - n)}$$

ここに、Q：汚染物質排出量 ( N m<sup>3</sup> / s )  
 U：風速 ( m/s )  
 He：煙突有効高さ ( m )

Cy,Cz：サットンの拡散パラメータ  
 ( Cy：水平方向の大気の乱れ係数 )  
 ( Cz：垂直方向の大気の乱れ係数 )

n：気象条件 ( 大気安定度 ) により変化する係数

一般的には、例として U=6m/s, Cy=0.47, Cz=0.07, n=0.25 で計算する。

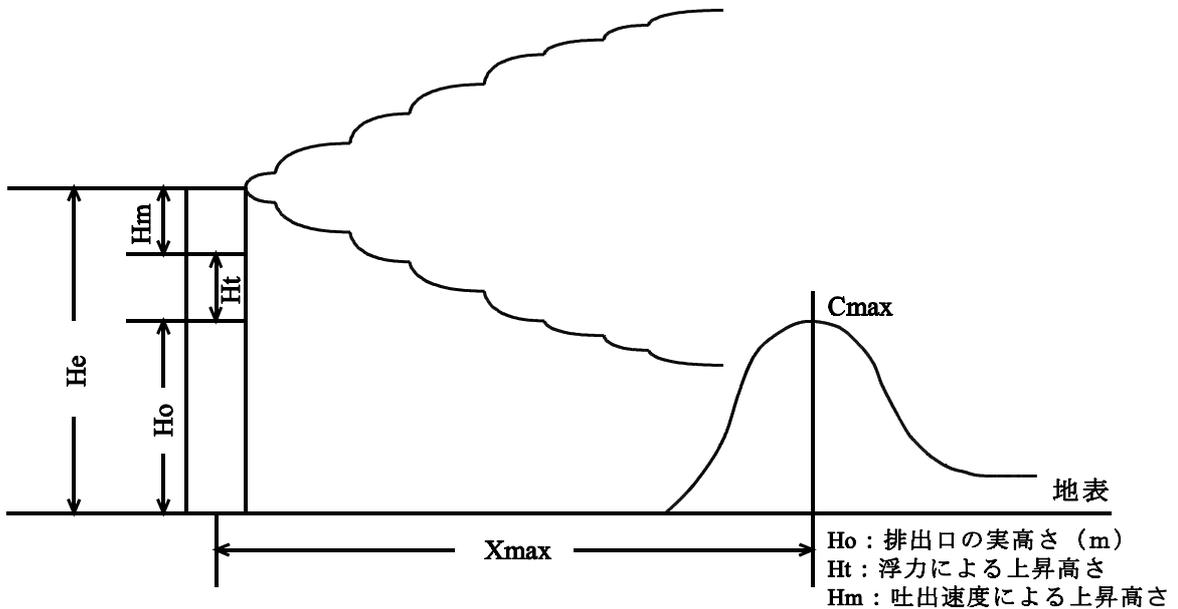


図 最大濃度出現位置と地表最大濃度

資料 1 2 鳥取県内の過去 10 年間の風向風速データ

1 鳥取

年	1999年(平成11年)				2000年(平成12年)				2001年(平成13年)				2002年(平成14年)				2003年(平成15年)			
	平均 風速 (m/s)	最大		最多風向																
		風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向	
1月	3.2	10.4	西北西	東南東	3.1	11.8	南	東南東	3.6	10.7	西	東南東	3.5	13.1	南	東南東	3.7	12.1	北	東南東
2月	3.2	12.5	北北西	東南東	3.5	13.4	西北西	東南東	3.1	13.2	南	東南東	2.8	10.5	西北西	東南東	2.8	11	北北西	東南東
3月	3.5	11.7	北北西	東南東	3.7	12.3	南	東南東	3.5	12.1	南	東南東	3.4	12.8	南	東南東	3.3	11.9	北北西	東南東
4月	3.4	11.2	南	東南東	3.5	14.7	南	東南東	3	11	西北西	東南東	3.7	12.2	南	東南東	3.4	13.7	南南東	東南東
5月	3.4	15.8	南	東南東	3.1	13	南	東南東	3	10.5	南南東	東南東	2.8	12.2	南南東	東南東	3.3	11.5	南南東	東南東
6月	2.8	10.7	南南西	東南東	2.6	7.2	南	東南東	2.6	8.7	南	東南東	2.8	8.3	南	東南東	2.8	11	南	東南東
7月	3	14.6	南	南	3.3	11.9	南	東南東	2.8	7.3	南	南東	2.9	11.9	北北西	東南東	2.7	11.1	南	南東
8月	3.2	12.3	南	南	2.8	8.7	南東	東南東	2.6	10.6	北北西	東南東	3.2	11.4	南南東	東南東	2.5	8.7	東北東	南東
9月	2.7	18.6	南	東南東	2.8	13.9	南	東南東	2.6	9.7	北	東南東	2.6	11.2	南南東	東南東	2.9	14.6	南南東	東南東
10月	2.8	9.8	北北西	東南東	2.4	10	北北東	東南東	2.7	14.7	南	東南東	2.7	9.6	南	東南東	2.7	9.5	北北西	東南東
11月	3.1	12.6	北北東	東南東	2.6	12.6	南	東南東	2.9	12.4	北	東南東	3.4	10	北北西	東南東	2.8	9.7	北北東	東南東
12月	3.3	11.6	北北西	東南東	3.3	11	南	東南東	3.2	12.7	北北西	東南東	3	13	北北西	東南東	3.6	11.2	北西	東南東
通年	3.1	18.6	南	東南東	3.1	14.7	南	東南東	3	14.7	南	東南東	3.1	13.1	南	東南東	3	14.6	南南東	東南東

年	2004年(平成16年)				2005年(平成17年)				2006年(平成18年)				2007年(平成19年)				2008年(平成20年)			
	平均 風速 (m/s)	最大		最多風向																
		風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向			風速 (m/s)	風向	
1月	3.1	11.9	北	東南東	3.7	14.6	北北西	東南東	3	11.5	北北西	東南東	2.7	13.2	北西	東南東	2.9	10.5	北西	東南東
2月	3.7	12.1	北西	東南東	3	11.1	西	東南東	2.9	11.5	西	南東	3.4	12.1	南	東南東	3.3	12.5	北	東南東
3月	3.1	13.7	西	東南東	3.4	14.1	北西	東南東	3.3	13.6	西北西	南東	3.5	17.1	南南東	東南東	3.2	10.6	南	東南東
4月	3.4	14.9	南	東南東	3.6	16.2	南南東	東南東	3.7	16.2	南南東	南東	3.2	12.3	南	東南東	3.2	11.4	南東	東南東
5月	3.2	11.3	南	東南東	3.2	11.8	南	東南東	3.3	12.2	南	南	3.7	16.8	南南東	東南東	3.1	13.8	南南東	東南東
6月	2.7	8.8	西	東南東	2.8	9.1	北北西	東南東	2.7	15.8	南	東南東	2.9	9.6	南南東	東南東	2.5	8.1	南	東南東
7月	2.9	9.5	南	東南東	2.6	9.2	北北西	東南東	2.5	8.5	南	南東	2.4	8.1	北北西	東南東	2.6	12.5	西北西	東南東
8月	3	13.7	南南東	東南東	2.7	7.6	南	南東	2.6	8.8	南南西	東南東	3.1	12.2	南南東	東南東	2.6	10.1	南	東南東
9月	2.7	17.4	北北東	東南東	3	14.6	南	南東	2.6	11.8	南東	東南東	2.8	10.2	南南東	東南東	2.3	9.1	北	東南東
10月	2.8	16.2	北北東	東南東	2.6	13.7	西北西	東南東	2.7	12.6	北	東南東	2.6	10.1	北北東	東南東	2.7	8.6	北東	東南東
11月	2.7	12.4	南	東南東	2.7	12.8	南	東南東	3	11	西	東南東	2.9	10.3	北	東南東	2.8	10.6	西南西	東南東
12月	2.9	10	北北西	東南東	3.6	14	北北西	南東	2.8	11.6	北西	東南東	3.1	11	西	東南東	3.3	13.9	西	東南東
通年	3	17.4	北北東	東南東	3.1	16.2	南南東	東南東	2.9	16.2	南南東	東南東	3	17.1	南南東	東南東	2.9	13.9	西	東南東

注：値の右に片かっこがあるものは準正常値（品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合）

2 倉吉

年	1999年(平成11年)				2000年(平成12年)				2001年(平成13年)				2002年(平成14年)				2003年(平成15年)			
	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	風向	最多風向																
1月	4.2	11	西北西	南	3.9	11	北	南	4.4	10	北北東	南	4.5	11	北北西	南	4.4	14	北	南
2月	4	14	北北西	南	4.2	13	北西	南	3.8	11	南	南	3.5	11	北北西	南	3.6	11	北北西	南
3月	3.9	12	南南西	南	4.3	11	西北西	南	4.1	11	西	南	3.9	10	西北西	南	3.9	12	北西	南
4月	3.4	11	南南西	南	3.6	10	西北西	南	3.3	11	西北西	南	4	11	南	南	3.6	13	南	南
5月	3.4	13	南南東	南	3	12	南	南	3	9	北西	南	2.8	9	南	南	3.3	11	南南西	南
6月	2.9	12	南南西	南	2.6	9	南南西	南	3	10	西	南	3	10	西北西	南	2.9	15	南南西	南
7月	2.7	11	南南東	南	3.2	11	南	南	2.9	8	南	南	2.8	10	南	南	2.8	13	南南東	北北東
8月	2.8	11	南南東	南	2.8	8	南	南	2.8	10	西北西	南	3.2	11	南南東	南	2.4	9	南南西	南
9月	2.6	19	南	南	3.3	10	南	南	2.7	11	北北東	南	2.9	9	南	南	3.1	14	南南東	南
10月	3.3	10	南	南	2.9	10	北北東	南	3.2	13	南南西	南	3.4	10	北北東	南	3.3	11	西北西	南
11月	4	12	北	南	3.4	11	南	南	3.8	12	北	南	4.1	11	南南西	南	3.5	10	北北東	南
12月	4.2	11	北北西	南	4.1	11	西南西	南	4.1	13	北北西	南	4	12	北北西	南	4.4	13	北北西	南
通年	3.5	19	南	南	3.4	13	北西	南	3.4	13	北北西	南	3.5	12	北北西	南	3.4	15	南南西	南

年	2004年(平成16年)				2005年(平成17年)				2006年(平成18年)				2007年(平成19年)				2008年(平成20年)			
	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	風向	最多風向																
1月	4.1	11	西北西	南	4.6	16	北北西	南	3.9	13	北西	南	3.6	14	北西	南	3.8	12	北西	南
2月	4.4	14	南西	南	3.6	11	南南西	南	3.6	11	南南西	南	4	13	南南西	南	4.1	14	北北西	南
3月	3.8	12	南南西	南	4	14	北西	南	3.9	11	西北西	南	4.2	18	南	南	3.7	11	北東	南
4月	3.5	12	西北西	南	4	14	南	南	3.9	15	南南東	南	3.8	12	南南西	南	3.3	9.6	南	南
5月	3.1	11	南	南	3.4	12	南	南	3.1	9	北西	南	4	16	南	南	3	14	南	南
6月	2.8	10	南南東	南	3	10	北西	南	2.8	13	南南東	南	3	9	北西	南	2.8	10	南南西	南
7月	2.9	10	南南西	南	2.6	9	南南西	南	2.4	10	南	南	2.2	9	南南西	南	2.6	9.8	西北西	南
8月	2.8	13	西	南	2.8	8	西北西	南	2.8	9	南南東	南	3.1	12	南東	南	2.9	9.6	北西	南
9月	2.7	19	南	南	3.2	14	南南西	南	2.7	14	南南西	南	2.7	8	西北西	南	2.5	8.3	北	南
10月	3.8	19	北北東	南	3.3	13	西北西	南	3.2	12	北北東	南	3.3	10	北北東	南	3.2	9.8	北西	南
11月	3.5	12	南南西	南	3.6	11	南南西	南	3.8	11	北	南	3.7	11	北西	南	3.6	11.5	西	南
12月	3.9	12	北	南	4.1	14	北北西	南	3.7	13	北北西	南	3.5	9	南西	南	4.2	13.8	北北東	南
通年	3.4	19	北北東	南	3.5	16	北北西	南	3.3	15	南南東	南	3.4	18	南	南	3.3	14	南	南

注：値の右に片かっこがあるものは準正常値（品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合）

3 米子

項目	1999年(平成11年)			2000年(平成12年)			2001年(平成13年)			2002年(平成14年)			2003年(平成15年)		
	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	風向												
1月	3.1	10.5	西	2.8	10.1	西南西	3.4	10.6	西	3.5	12.4	西南西	3.1	13	西
2月	2.7	10.7	西	3.1	11.7	西南西	2.8	10.2	南	2.5	9.2	西南西	2.6	8.5	西
3月	3.1	11.3	西南西	3.2	10.7	西南西	3.2	11.6	西	3.2	11.7	西南西	2.7	8.4	南
4月	2.9	11.9	西	3.1	10.2	西南西	2.9	10.4	西	3.5	11.6	西南西	3.1	11.2	西南西
5月	3	12.9	南	2.7	11.3	西南西	2.7	9.8	西	2.7	10	西南西	3.1	9.6	北東
6月	2.5	8.4	南	2.4	8.3	西	3	9.1	西	2.8	9.3	西南西	2.5	13.1	南
7月	2.5	8.5	西南西	3	8.7	南	2.6	8.2	西	2.7	11.2	西南西	2.8	10.8	西南西
8月	2.6	8.7	西南西	2.5	8.5	西南西	2.7	9.5	西南西	3.2	8.9	西南西	2.5	9	北東
9月	2.6	16.2	南	2.9	10.2	南	2.6	8.7	北東	2.7	9.4	南	2.8	10.8	北東
10月	2.4	8.5	南	2.2	8.3	北北東	2.5	9.9	南	2.6	9.1	西南西	2.4	11.1	西南西
11月	2.6	8.7	西	2.5	10.7	南	2.5	9.5	北北西	3	10.3	西	2.7	8.2	西
12月	3.0	10.1	西	2.8	12.2	西	2.9	10.7	西	3.1	10.2	西南西	3.1	9.4	西
通年	2.8	16.2	南	2.8	12.2	西南西	2.8	11.6	西	3	12.4	西南西	2.8	13.1	南

項目	2004年(平成16年)			2005年(平成17年)			2006年(平成18年)			2007年(平成19年)			2008年(平成20年)		
	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	風向												
1月	2.9	11.6	西	3.2	10.9	西	2.7	9.3	西	2.6	12.1	西南西	2.7	8.4	北東
2月	3.3	11.8	南	2.9	9.9	西	3	10.9	西	3	13	西南西	2.9	12	西南西
3月	3	10.4	西南西	3.1	10.9	西南西	2.9	11.1	西	3.3	12.7	西南西	2.9	9.4	西南西
4月	3	10.9	南	3.3	12.4	南	3.3	12	西	2.9	10.2	西南西	2.9	9.2	西南西
5月	2.8	10.9	南	2.8	12.1	南	3.2	10.1	西南西	3.4	13.6	西南西	2.8	9.2	西南西
6月	2.5	8.5	西	2.7	9.4	西南西	2.6	11.5	西南西	2.7	8.8	西南西	2.8	8.9	北東
7月	3	8.8	西	2.5	9.1	西	2.5	8.7	南	2.5	8.9	西南西	2.4	9.5	西南西
8月	2.8	12.7	南	2.6	8	西	2.6	8.6	北北東	2.9	9.3	西南西	2.9	9	西南西
9月	2.7	16.8	南	3.2	13.3	西南西	2.8	13.3	西南西	2.8	7.9	西南西	2.3	8.0	北北東
10月	3	14	北北東	2.6	7.5	北北西	2.5	8.3	北	2.8	9.7	西南西	2.3	8.3	西南西
11月	2.3	10.9	南	2.5	10.9	西南西	2.8	11.1	西南西	2.6	8.5	西南西	2.6	10.6	西南西
12月	2.3	10.2	西	3.7	10.9	西	2.5	10.3	西	2.8	10	西南西	2.9	11.6	北北東
通年	2.8	16.8	南	2.9	13.3	西南西	2.8	13.3	西南西	2.9	13.6	西南西	2.7	12	西南西

注：値の右に片かっこがあるものは準正常値（品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合）  
 出典：気象庁ホームページ（<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>） ※このページでは、その他地点のデータ、直近のデータを閲覧することができます。

4. 測定位置、測定孔及び測定点

4.1 測定位置 測定位置は、ダクトの屈曲部分、断面形状の急激に変化する部分などを避け、排ガスの流れが比較的一様に整流され、測定作業が安全、かつ容易な場所を選ぶ。

4.2 測定孔 測定孔は、内径100~150 mm程度のもを測定位置のダクト壁面に、図2に示すように設け、測定時以外は適当なふたで密閉しておく。測定孔の位置は、円形断面のダクトの場合は、図3に示すように、各測定点を含む直交する直径線上に定め、長方形及び正方形断面のダクトの場合は、図4及び図5に示すように、各測定点を含む直線上に上下又は左右に定める。その他の断面形状のダクトに対する測定孔は、上記の方法に準じて定める。

なお、挿入する器具と測定孔とのすきまは、耐熱材などを用いて密閉する。

4.3 測定点 測定位置に選んだダクトの測定断面の形状及び大きさに応じて、次の規定に従って適当数の等面積に区分し、その区分面積ごとに測定点を選ぶ。

なお、測定断面周辺にダストなどのたい積物がある場合は、それを除いた部分を測定断面とする。

(1) 円形断面の場合 図3のように測定断面において互いに直交する直径線上の、表1に示す位置に測定点を選ぶ。測定点の数は、ダクトの直径が4.5 mを超える場合には、20点までとする。

図2 測定孔の構造例

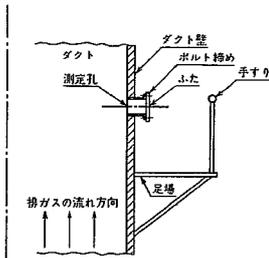


図3 円形断面の測定点の例

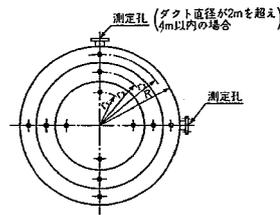


表1 円形断面の測定点

適用ダクト直径 2R (m)	半径区分数	測定点の数	測定点のダクト中心からの距離 (m)				
			r <sub>1</sub>	r <sub>2</sub>	r <sub>3</sub>	r <sub>4</sub>	r <sub>5</sub>
1 以下	1	4	0.707R	—	—	—	—
1を超え 2 以下	2	8	0.500R	0.866R	—	—	—
2を超え 4 以下	3	12	0.408R	0.707R	0.913R	—	—
4を超え 4.5以下	4	16	0.354R	0.612R	0.791R	0.935R	—
4.5を超えた場合	5	20	0.316R	0.548R	0.707R	0.837R	0.949R

(2) 長方形及び正方形断面の場合 測定断面を図4及び図5に示すように、一辺の長さlが1 m以下の範囲で4個以上の等断面積の長方形又は正方形に区分し、その中心に測定点を選ぶ。適用寸法及び測定点の取り方は、表2のとおりとする。ただし、ダクトの断面積が20 m<sup>2</sup>を超える場合には、測定点の数は一般に20点までとし、等断面積に区分する。

また、測定断面において流れが非対称となる場合は、非対称方向に区分する一辺の長さは、それと垂直な方向の一辺の長さより小さく取り、測定点の個数をそれぞれ増加する。

図4 長方形断面の測定点の例  
(測定点数12の場合)

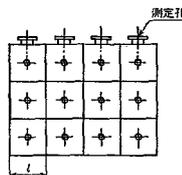


図5 正方形断面の測定点の例  
(測定点数16の場合)

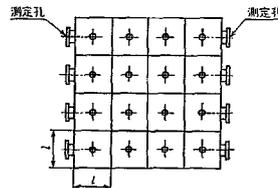


表2 長方形及び正方形断面の測定点の取り方

適用ダクト断面積 A (m <sup>2</sup> )	区分された一辺の長さ l (m)
1 以下	l ≤ 0.5
1を超え 4以下	l ≤ 0.667
4を超え 20以下	l ≤ 1

(3) その他の形状の断面の場合 (1)又は(2)に準じて測定点を選ぶ。

備考1. 小規模ダクト (断面積0.25 m<sup>2</sup>以下) の場合は、断面内の中心点を測定点としてもよい。

2. 測定断面において、7.3の規定によって流速の分布が比較的対称とみなすことができた場合には、水平ダクトでは、垂直の対称軸に対して片側をとり、垂直ダクトでは4分の1の断面をとり、測定点の数をそれぞれ  $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$  に減らしてもよい。

3. あらかじめこの規格によって求めたダスト濃度分布の測定結果が得られており、その中の1か所又は数箇所の測定点で平均のダスト濃度が求められることが確認されている場合は、その測定点を代表点として測定してよい。

資料14 産業廃棄物の種類に応じた中間処理方式の選択

1 汚泥の脱水施設

◎汚泥の種類

汚泥の種類は，表1 汚泥の例示に示すとおりである。

表1 汚泥の例示

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程などにおいて生ずる泥状のもので，有機性及び無機性のすべてのもの。	<p>1. 有機性汚泥 製紙スラッジ，下水汚泥，ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く。），洗毛汚泥，消化汚泥，活性汚泥（余剰汚泥），糊かす，うるしかす。</p> <p>2. 無機性汚泥 浄水場沈でん汚泥，中和沈でん汚泥，凝集沈でん汚泥，めっき汚泥，碎石スラッジ，ベントナイト泥，キラ，カーバイドかす，石炭かす，ソーダ灰かす，ボンデかす，塩水マッド，廃ソルト，不良セメント，不養生コンクリート，廃触媒，タルクかす，柚薬かす，けい藻土かす，活性炭かす，各種スカム（油性スカムを除く。），廃脱硫剤，ニカワかす，脱硫いおう，ガラス・タイル研磨かす，バフくず，サンドプラスト廃砂，スケール，スライム残さ，排煙脱硫石こう，赤泥，転写かす。</p>

出典：「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会テキスト 特別管理産業廃棄物の処分課程」(財)日本産業廃棄物処理振興センター，平成4年11月20日)

◎汚泥の脱水方式の選定

主な脱水方式の比較を，表2 汚泥の脱水技術と装置の概要に示す。

表2 汚泥の脱水技術と装置の概要

項目	遠心分離器	真空フィルタ	フィルタプレス	ベルトプレス
据付面積 (面積比)	本体がコンパクトで、かつ附属設備を必要としないので、据付面積が小さい。	本体が大きく、附属設備として真空ポンプ、コンプレッサ、タンク類が必要であるので、大きな据付け面積を必要とする。	本体が4機種中最大で、かつ油圧装置が必要であるので大きな据付面積を必要とする。	1台の最大処理量が小さく、大容量の処理では複数台を設置しなければならないため、据付面積が大きい。
設備費	安価 (付帯設備が少ない)	安価 (付帯設備が多いが機械費が安価)	高価 (付帯設備を必要とし、機構も複雑、基礎荷重も大きい。間欠運転であるため大きなパuffers槽も必要)	高価 (高圧脱水機構が高価である。処理量の増加にともない設備費が特に増す)
保守点検の容易さ	容易 ・運転管理が簡単であり、消耗部品はコンベアの修理(平均2~3年に1度)のみ	繁雑 ・ろ布の損耗、洗浄、張り替えに人手を要する。(ろ布交換3~4ヶ月に1回)	繁雑 ・ろ布の損耗、洗浄、張り替えに人手を要する。(ろ布交換4~5ヶ月に1回)	繁雑 ・ろ布の損耗、洗浄、張り替えに人手を要する。(ろ布交換3~4ヶ月に1回)
運転費	高分子凝集剤を使用するので高価	無機凝集剤を使用するので安価	無機凝集剤を使用するので安価	高分子凝集剤を使用するので高価
作業性	・運転が容易(押ボタン1固で運転が可能) ・無人運転が可能	・ろ布の目づまり、薬注設備のトラブル、ろ布蛇行の調整に労力を必要とする。	・ろ布の目づまり、洗浄、運転速度の調整など作業が繁雑化	
臭気	密閉構造であるため少ない。(機械自体が密閉されている)	開放されているため対策が困難	開放されているため対策が困難	開放されているため対策が困難
騒音	・標準形は85~88db(A)と高いが、低騒音系は79db(A)。防音カバーで被うと75db(A)以下となる。	・高い真空ポンプの騒音	・低い	・低い
供給性状の変動の影響	・濃度変化の影響を大きく受けない。 ・粒子が細かくなっても問題はない	・濃度変化があるとケーキ厚さが変り性能が大巾に変化する。 ・粒子が細かくなると目づまりが早く、脱水が不可能となる。	・濃度が下がると脱水率が悪くなる。 ・粒子が細かくなると目づまりが早く、脱水が不可能となる。	・濃度が下がると処理量が低下する。 ・粒子が細かくなると目づまりが早く、ろ布からはみ出す。
ケーキの含水率	・消化汚いで75~83%	・デカンタ形遠心分離機と同程度。ただし、無機凝集剤が多量に入るため灰分が増す。	・4機種の中で含水率が低く、消化汚いで75%以下。ただし無機凝集剤が入るため灰分は増す。	・消化汚いで70~80%

出典：「廃棄物処理・リサイクル事典」(新環境管理設備事典編集委員会、産調出版(株) 1995年3月28日)

## 2 汚泥の乾燥施設

### ◎汚泥の種類

汚泥における乾燥は機械的固液分離に比べエネルギー消費量が大きいため、飼料化、肥料化等や後続プロセスで乾燥物を必要とする場合等その適用は限られる。

### ◎汚泥の乾燥方式の選定

乾燥装置を、受熱の方式、材料の置かれている状態から分類したものを表3乾燥方式の分類に示す。

また、被乾燥材料の形態別の乾燥方法を表4に示す。

表3 乾燥方式の分類

	対 流 伝 熱	伝 導 伝 熱
材 料 静 置 型	箱 形 平 行 流	箱 形 棚 式
	箱 形 電 気 流	真 空 ・ 真 空 凍 結
材 料 移 送 型	バ ン ド 平 行 流 バ ン ド 通 気 流 ノ ズ ル ジ ェ ッ ト ト ン ネ ル 台 車 通 気 堅 型 ウ イ ケ ッ ト ハ ン ガ ー	ド ラ ム 多 円 筒 シ リ ン ダ 真 空 バ ン ド 凍 結 台 車
		真 空 バ ン ド
		真 空 ・ 凍 結 バ ン ド
材 料 攪 拌 型	多 段 円 盤 流 動 層 回 転 ラ ピ ッ ト 通 気 回 転	多 段 円 溝 型 攪 拌 円 筒 攪 拌 円 錐 ・ コ ニ カ ル 水 蒸 気 管 付 回 転 振 動 流 動
	伝 熱 管 入 り 流 動 層	
熱 風 搬 送 型	噴 霧 気 流	真 空 ( 自 己 蒸 発 蒸 気 搬 送 型 )
	外 壁 加 熱 型 気 流	

出典：「廃棄物処理・リサイクル事典」(新環境管理設備事典編集委員会，産調出版(株)，1995年3月28日)

表4 材料の形態とその乾燥方法

湿潤時状態	適 応 乾 燥 機	
	大 量 連 続 処 理	少 量 処 理
液及び泥漿材料	噴霧	ドラム，真空バンド
泥状材料	気流 攪拌付回転 通気バンド(成型機付)	伝導伝熱円筒攪拌 伝導伝熱溝型攪拌 通気箱型
塊状材料	回転，通気堅型 通気回転，ラピット	箱形
薄片状材料	通気バンド 水蒸気管付回転 通気回転	通気箱形 真空円筒攪拌
粒状材料	通気バンド，通気回転 通気堅型 流動層 回転 水蒸気管付回転	流動層 溝型攪拌 通気箱型 コニカル 多段円盤
粉状材料	流動層 気流	流動層(回分) 真空円筒攪拌
定形材料	平行流トンネル 平行流台車	箱形
シート状材料	噴出流，多円筒	単一ないし数円筒
塗料，塗布液	赤外線，噴出流	平行流

出典：「廃棄物処理・リサイクル事典」(新環境管理設備事典編集委員会，産調出版(株)，1995年3月28日)

### 3 汚泥の天日乾燥施設

乾燥床による天日乾燥は，乾燥に要する敷地，労力，乾燥時間を考慮すると必ずしも経済的な方法とはいえない。そのため，近年ではあまり用いられず乾燥装置を使用する機械的乾燥法が一般的となりつつある。

#### 4 焼却施設

##### 種類

法令で定められている産業廃棄物 19種類の内，焼却可能と思われる産業廃棄物 11種類（燃え殻を含み，家畜のふん尿と家畜の死体を除く）を，表 5 焼却可能廃棄物の例示に示す。

表5 焼却可能廃棄物の例示

No.1

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
廃プラスチック類 (塗料かす含む)	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類。	廃ポリウレタン，廃スチロール(発泡スチロールを含む。)，廃ベークライト(プリント基盤等)，廃農業用フィルム,各種合成樹脂系包装材料のくず,合成紙くず,廃写真フィルム,廃合成皮革，廃合成建材(タイル，断熱材，合成木材，防音材等)，合成繊維くず(ナイロン，ポリエステル，アクリル等で混紡も含む。)，廃ポリ容器類，電線の被覆くず，廃タイヤ，ライニングくず，廃ポリマー，塗料かす，接着剤かす。
ゴ ム く ず	天然ゴムのくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず，裁断くず，くずゴム,ゴム引布くず。
汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程などにおいて生ずる泥状のもので，有機性及び無機性のすべてのもの。	(表 1 汚泥の例示を参照)
廃 油 (タールピッチ類含む)	鉱物性油及び動植物性油脂などに係るすべての廃油，廃溶剤類。	(表 7 廃油の例示を参照)
廃 酸	廃硫酸，廃塩酸，有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥と同様に取扱う。	(表 9 無機系廃酸の種類と発生源, 表 11 その他の廃酸・廃アルカリを参照)

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥と同様に取扱う。	(表 10 無機系廃アルカリの種類と発生源， 表 11 その他の廃酸・廃アルカリを参照)
動物性残渣	食料品製造業，医薬品製造業及び香料製造業に該当する事業活動において原料として使用した動物又は植物に係る不要物（固形状のもの）。 (魚市場，飲食店等から排出される動植物性残渣又は厨芥類は事業活動によって生じた一般廃棄物。)	1 動物性残渣：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶詰、瓶詰不良品、乳製品精製残渣、卵から、貝がら、羽毛 2 植物性残渣：ソースかす、醤油かす、麺かす、酒かす、ビールかす、飴かす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、餡かす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす
紙くず	新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工品製造業に該当する企業の事業活動に伴って生ずる紙くず（故紙を含む。） ポリクロリネイテッドビフェニール（PCB）が塗布されている紙くず。	印紙くず，製本くず，裁断くず，旧ノーカーボン紙。
木くず	建設業に該当する事業活動に伴って生ずる木くず（工作物の除去に伴って生じたものに限る。） 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）及びパルプ製造業に該当する事業活動に伴って生ずる木くず並びに木材の輸入を行っている総合商社，貿易商社等の輸入木材に係る木くず。	建設業関係の建物，橋，電柱，工事現場，飯場小屋の廃木材。木材，木製品製造業等関係の廃木材，おがくず，パーク類，梱包材くず，板きれ，廃チップ。
繊維くず	繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く。）に該当する事業活動に伴って生ずる天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）。	木綿くず，羊毛くず，麻くず，糸くず，布くず，綿くず，不良くず，落ち毛，みじん，くずまゆ，レーヨンくず。
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら，灰かす，焼却残灰，炉清掃掃出物等。	灰かす，石炭がら，コークス灰，重油焼却灰，廃棄物焼却灰，炉清掃掃出物，煙道・煙突に付着したすす等。

出典：「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会テキスト(特別管理産業廃棄物の処分課程)」，(財)日本産業廃棄物処理振興センター，平成4年11月20日)

焼却炉型式の選定

各廃棄物に適応する焼却炉型式は、表 6 焼却物に適応する焼却炉型式に示すとおりである。

表 6 焼却物に適応する焼却炉型式

焼却炉型式	火格子 燃焼式	固 定 炉床式	回 転 炉床式	多 段 炉床式	ロータ リキル ン式	流 動 燃焼式	噴 霧 燃焼式	熱分解 式	高温溶 融方式
廃棄物									
熱可塑性 プラスチック類 塩化ビニール樹脂 ポリエチレン・ ポリプロピレン	(混)								
熱硬化性 ゴ ム									
無機スラッジ 含有害物質 その他 有機スラッジ 含有害物質 その他									
タールピッチ類									
潤 滑 油 金属工作油 廃 溶 剤 類									
廃 酸 廃 アルカリ シアン・クロム溶液									
塗料カス									
動植物性残さ									
ダスト類 (EP灰)									
その他 (紙, 木, 繊維くず)									

注) (混) : 混焼が可能なもの

出典 : 「産業廃棄物中間処理施設」(財)日本環境衛生センター、平成 4 年 9 月 29 日)

## 5 廃油の油水分離施設

### 廃油の種類

廃油の種類は、表7 廃油の例示に示すとおりである。

表7 廃油の例示

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂などに係るすべての廃油，廃溶剤類等。	潤滑油系廃油（スピンドル油，冷凍機油，ダイナモ油，焼入油，タービン油，マシン油，エンジン油，グリース等），切削油系廃油（水溶性，不水溶性），洗浄油系廃油，絶縁油系廃油，圧延油系廃油，作動油系廃油，その他の好油系廃油（灯油，軽油，重油等），動植物油系廃油（魚油，鯨油，なたね油，やし油，ひまし油，大豆油，豚脂，牛脂等），廃溶剤類（シンナー，ベンジン，トルエン，トリクロロニチレン，パークロルエチレン，アルコール等），廃可塑剤類（脂肪酸エステル，リン酸エステル，フタル酸エステル等），消泡用油剤，ビルジ，タンカー洗浄排水，タールピッチ類（タールピッチ，アスファル，ワックス，ろう，パラフィン等），廃ワニス，クレオソート廃液，印刷インキかす，硫酸ピッチ（廃油と廃酸の混合物），廃PCB，廃白土，タンクスラッジ，油性スカム・洗車スラッジ（廃油と汚泥の混合物）

出典：「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会テキスト 特別管理産業廃棄物の処分課程」（(財)日本産業廃棄物処理振興センター，平成4年11月20日）

◎油水分離方式の選定

油水分離の単位操作は、液 - 液分離であるので、主として重力分離が採用される場合が多い。その他通常の水処理と同じような単位操作が採用される場合もある。これらを列記すると次のようになる。除去できる濁質については表 8 参照。

重力分離

粗粒化分離

加圧浮上

凝集沈殿

油水分離操作が廃油処理の第 1 段階操作であるので、処理容量も大きい。したがって、経済的な理由からも重力分離が中心的な方法となる。

表8 油水分離の種類と除去濁質(○:除去できる濁質)

単位操作	設 備	機 能	不溶態			可溶態		
			粗 粒 子	S S	油 分	B O D	C O D	油 分
重 力 分 離	スクリーン 沈砂池 液体サイクロン オイルセパレーター	固液分離 " " 液液分離						
反 応	反応	酸化，還元						
凝 集	凝集沈殿 凝集浮上	固液分離，吸着 "						
吸 着	活性炭吸着	金属イオン，COD 吸着						
濃 縮	蒸発 沈降濃縮	濃縮 "						

出典：「産業廃棄物（廃油）の適正な処理施設に関する調査研究 報告書」（公害防止事業団，昭和 56 年 3 月）

6 廃酸又は廃アルカリの中和施設

種類

廃酸・廃アルカリの種類とその発生源を、表9無機系廃酸の種類と発生源、表10無機系廃アルカリの種類と発生源及び表11その他の廃酸・廃アルカリに示す。

表9 無機系廃酸の種類と発生源

種類	発 生 源
廃硫酸	二酸化チタン製造，レーヨン製造，セロファン製造，メタクリル酸メチル製造，硫酸製造，硝酸精製，ニトロ化合物製造，爆薬製造，硫酸紙製造，金属精錬（Cu，Ni，Zn 電解），電解二酸化マンガン製造，クラフトパルプ晒，金属酸洗（鉄鋼，めっき，塗装，金属加工，アルマイト等），アルマイト加工
廃塩酸	有機塩素化合物製造（塩化ビニル，クロロベンゼン，トリクレン等），フロンガス製造，金属チタン・金属シリコン製造，プリント基盤エッチング加工，金属酸洗（鉄鋼，めっき，塗装，金属加工等），ヘキストワッカー法廃触媒，リン酸製造
廃硝酸	写真製版（亜鉛板エッチング），爆薬製造，ニトロ化合物製造，金属酸洗（アルマイト加工，電気めっき，金属加工）
廃りん酸	金属酸洗（ステンレス加工，アルミ加工，鉄鋼，塗装），アルマイト加工，リン酸製造
廃ふっ酸	金属酸洗（ステンレス加工），ガラス加工（クリスタルガラス，電球，その他），半導体加工，フロンガス製造
混合酸	金属酸洗（キリンス，めっき剥離）

表10 無機系廃アルカリの種類と発生源

種類	発 生 源
廃か性ソーダ	繊維工業（精錬・漂白・シルケット加工），廃煙脱硫，アルミニウム表面処理，ビスコースレーヨン製造，セロファン製造，石油精製，電力（イオン交換樹脂再生廃液），硝化綿製造，ナフサクラッキング脱硫，植物油精製
廃アンモニア	コークス炉廃液，化学工業

表11 その他の廃酸・廃アルカリ

種類	発 生 源
有機系廃酸（高BOD）	発酵工業（アルコール，アミノ酸発酵廃液），アクリル酸エステル製造副生酢酸
酸性廃液（無機・有機化合物）	写真定着廃液（印刷・出版・テレビ局，現像所，病院），医薬品製造，農薬製造，爆薬製造（硝化綿），有機合成工業
アルカリ性廃液（無機・有機化合物）	写真現像廃液（印刷・出版・テレビ局，現像所，病院），医薬品製造，農薬製造，有機合成工業，石けん製造廃液，紙・パルプ製造，脱硫剤廃液（タカハックス法），水溶性切削廃液（鉄鋼，金属加工），金属脱脂液（鉄鋼，めっき，アルマイト，塗装，金属加工）めっき液（スズめっき，亜鉛めっき）
廃酸・廃アルカリでない廃液	廃糖みつ廃液，有機合成廃液，コークス炉廃液，石油化学工業廃液（エチレングリコール，トリプロピレングリコール，その他）大豆煮汁

出典：「産業廃棄物中間処理施設」（財）日本環境衛生センター，平成4年9月29日）

廃酸・廃アルカリの処理方法の選定

中和処理は廃水処理の一つの単位操作であり、単に中和しただけで放流可能な廃酸・廃アルカリはほとんどないといってよく、その他の単位操作を組み合わせる。産業廃棄物別廃水全般について、処理方式を表12産業別水処理方式に示す。

表12 産業別水処理方式

[廃水名]	紙パルプ			食品農産加工			石炭石油化学薬品				せんに工業		製鉄		金属		公共関係									
	GP	SCP	KP	穀物	糖蜜	醸造	酸・アルカリ	石油精製	石油化学	石	フェニール	シア	アンモニア	ナフタリン	染料	羊毛精錬	染色	合成せんに	圧延	冷延	酸洗	メッキ	鉛山廃水	下水	尿	
[処理目的物]	SS	"	"	SS	BOD	BOD	pH	油分	BOD	毒性	毒	シア	"	"	BOD	毒性	染料	BOD	SS	油分	SS	シアン	重金属	SS	BOD	"
	BOD	"	"	SS	BOD	BOD	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	色	"	"	SS	BOD	BOD	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	色	"	"	SS	BOD	BOD	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
[処理方式(生物化学的処理を除く)]	C	C	C	SS	BOD	BOD	A	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
中和	1																									
酸化	2																									
元的	3																									
イオン交換	4																									
自然沈殿	5	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
薬注凝集沈殿	6	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
単純曝気	7																									
自然浮上分離	8																									
加圧浮上分離	9	B	A	C	C	A																				
スクリーニング	10	B	B	C																						
ろ過	11	A	A	C																						
遠心分離	12			B																						
吸着および付着	13			A																						
溶剤抽出	14																									
加熱・蒸発・濃縮・乾燥・焼却	15	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

A：有効 B：実用可 C：多少有効 D：研究要

(注)ろ過および遠心分離は、沈殿あるいは浮上分離汚泥の固化に多く使用されている。  
 (化学工業 1972年6月号P92 播磨幹夫：水処理プロセスのシステムの考えかたより引用)

出典：「産業廃棄物処理・処分の手引き」(大阪科学技術センター産業廃棄物処理処分手引書編集委員会、科学情報社、昭和48年8月20日)

7 破碎・圧縮・切断施設

種類

破碎、圧縮及び切断が行われる産業廃棄物の種類は、次ページの表 14 破碎装置の選定の処理対象物に示すとおりで、これらの内、鉍さい、金属くず、ガラスくず陶磁器くず及び建設廃材の種類は、表 13 破碎対象物の例示に示すとおりである。

表 13 破碎対象物の例示

産業廃棄物名	内 容	具 体 的 例 示
鉍 さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)、キューポラ溶鉍炉のノロ、ドロス、カラミ・スパイス、不良鉍石、粉炭かす、鉍じん、鋳物廃砂。
金 属 く ず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす。
ガラスくず及び陶磁器くず		1. ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉。 2. 陶磁器くず：土器くず、陶磁くず、せっき器くず、磁器くず、耐火レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型。
が れ き 類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた各種廃材(もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。)	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに類する各種廃材。
廃プラスチック類		(表 5 焼却可能廃棄物の例示を参照)
ゴ ム く ず		
動植物性残さ		
紙 く ず		
木 く ず		
繊 維 く ず		
燃 え 殻		

出典：「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会テキスト 特別管理産業廃棄物の処分課程」(財)日本産業廃棄物処理振興センター、平成 4 年 11 月 20 日一部守勢)

破碎・圧縮・切断装置の選定

各破碎装置の処理対象物の適否は、表 14 破碎装置の選定に示すとおりである。

表 14 破碎装置の選定

機能・構造	型	式	処理対象物		廃プラスチック類	ゴムくず	動植物性残さ	紙くず	木くず	繊維くず	燃え殻	鋳さい	金属くず	ガラスくず	建設廃材	混合ごみ		
			軟質	硬質												生ごみ	粗大ごみ	
			切断機	堅形切断式														
	横形切断式																	
回転破碎機	横形	スイングハンマ式																
		リングハンマ式																
		インパクト式																
	縦形	せん断式	単軸															
			双軸															
	堅形	スイングハンマ式																
リングラインダ式																		
圧縮機	キャピタラ式																	

備考 処理方式として最適なもの  
 処理方式として可能なもの  
 処理方式として不適なもの

出典：「産業廃棄物処理の現状と技術 中間報告書」(日本廃棄物コンサルタント協会、平成 6 年 5 月)

## 8 有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設

### 種類

特別管理産業廃棄物の種類は、政令により廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物及び特定有害廃棄物として廃PCB・PCB汚染物、廃石綿等及び重金属等を含む有害廃棄物がある。

有害廃棄物とは、人体等に影響を与えるおそれのある重金属等を含み、総理府例を超えて溶出する汚泥等を有害産業廃棄物としている。重金属等の種類としては、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンがある。

### 固化用セメント及び成型機

固化用セメントの種類と特徴を、表15 セメント系固形剤の種類と特徴に示す。また、成型機の種類と特徴を表16 成型機の種類と特徴を示す。

表15 セメント系固形剤の種類と特徴

項目 固形剤	用途	特 徴	セメント 単 価
ポルトランド セメント	有害金属含有量の少ない廃棄物	普通の土建用のセメントで、水和して硬化（結晶化）する際に有害物を吸着する。六価クロムについては硬化が少ない。	100
超速硬 セメント	塩類を含有する廃棄物	固化が著しく敏速で、高水分、高塩類の含有の廃棄物にも適用できる。また重金属の固定能力も十分である。 ごみ焼却炉集塵灰などの固化に有用である。	380
特殊セメント	一般有害金属含有廃棄物 特に六価クロムに対して有効	早強性とともに六価クロムに硬化があり、全体に良くバランスのとれた固形剤である。 六価クロム MAX 5,000 ppm ヒ素 " 50 " カドミウム " 5,000 " 鉛 " 1,000 " 水銀 " 100 " シアン " 100 "	450
ポルトランドセメントと添加剤の併用	カドミウム、水銀、鉛などの含有量の多い廃棄物 六価クロム含有廃棄物	添加剤は含有量により、適切なものを加える。 汎用性はないが安価な処理が可能。	100+a

(注) ポルトランドセメントを100とする。

出典：「産業廃棄物中間処理施設」(財)日本環境衛生センター、平成4年9月29日)

表16 成型機の種類と特徴

成 型 機		内 容	特 徴
流し込み 成 型	型 枠 成 型	所定の型枠にセメント混練物を流し入れ，定形の固化体を作成する。最も一般的な固化方法。	処理量の少ない物に最適。埋立て，処分用に最適。養成日数が長く，強度発現もおそいが，コストは安い。
	-	セメント混練物を，直接埋立地に排出。	強度は土壌程度で，高含水汚泥などに適する。
造 粒 機	押 出 造 粒	セメント混練物を圧送しながら，ダイスより押出す棒状のペレット固化法。	粉状廃棄物に最適。早期ハンドリングが可能。骨材として利用可能。
	高 速 遠 心 造 粒	100rpm 以上で回転する装置より，廃棄物の粉碎・混合造粒を一度に行う造粒法	バッチ処理になる。粒径分布が大きい。 水分配合幅が狭い。
	低 速 遠 心 造 粒	20rpm 前後で回転する傾斜パンに，粉状の廃棄物とセメント及び水を入れ，球状ペレットにする造粒法	粉状廃棄物に限られる。
圧 縮 成 型 機	型 枠 成 型	所定の型枠にセメント混練物を入れ，プレスにより圧縮成型する方法。成型物は即時脱型し，ハンドリング可能な強度を得る。	再利用等強度を必要とするものに最適。 早期ハンドリングが可能なもので，大処理可能。

出典：「産業廃棄物中間処理施設」( (財)日本環境衛生センター、平成4年9月29日 )

9 汚泥, 廃酸又は灰アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

種類

シアン化合物を含む, 廃棄物を排出する可能性がある施設は, 表17 シアン化合物に関係する施設に示すとおりである。

表17 シアン化合物に関係する施設

産業廃棄物の種類	施設	基準 単位: mg/ℓ
汚泥, 廃酸, 廃アルカリ 令第2条の2第5号ツ (シアン化合物)	[水濁法令別表1] ・26イ 無機顔料製造業洗浄施設 ・26ロ 無機顔料製造業ろ過施設 ・26ハ 無機顔料製造業廃ガス洗浄施設 ・27イ 無機化学工業製品製造業ろ過施設 ・27ロ 無機化学工業製品製造業遠心分離器 ・27ヘ 無機化学工業製品(青酸)製造業反応施設 ・27ヌ 無機化学工業製品製造業表廃ガス洗浄施設 ・28イ カーバイト法湿式アセチレンガス発生施設 ・32イ 有機顔料等製造業ろ過施設 ・32ロ 有機顔料等製造業水洗施設 樹脂製造業遠心分離器 ・34ハ 合成ゴム製造業水洗施設 ・34ホ 合成ゴム製造業静置分離器 ・37ニ 石油化学工業アクリルニトリル製造用急冷施設等 ・37ヨ 石油化学工業メチルメタアクリレートモノマー製造用反応施設等 ・46イ 有機化学工業製品製造業水洗施設 ・46ロ 有機化学工業成因製造業ろ過施設 ・46ニ 有機化学工業製品製造業廃ガス洗浄施設 ・47ロ 衣料品製造業ろ過施設 ・47ハ 医療品製造業分離施設 ・47ニ 医療品製造業混合施設 ・47ホ 医療品製造業廃ガス洗浄施設 ・50 シアン化合物含有試製造施設 ・61イ 鉄鋼業タール及びガス液分離装置 ・63イ 金属製品製造業等焼入れ施設 ・63ロ 金属製品製造業電界式洗浄施設 ・64 ガス供給業等 ・66 電気めっき施設 ・68 写真現像洗浄施設 ・71の2 科学技術研究所等  青化法精錬施設	(汚泥の場合) ・シアン 1超 (廃酸, 廃アルカリ) ・シアン 1超
処分するために処理したもの	(廃酸, 廃アルカリ) ( " 以外)	・シアン 1超 ・シアン 1超

出典: 「特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会テキスト 特別管理産業廃棄物の処分課程」( (財)日本産業廃棄物処理振興センター、平成4年11月20日)

シアン化合物分解処理方法の選定

シアン化合物の主な分解処理方法の原理を、表 18 シアン化合物の処理に示す。

表18 シアン化合物の処理

項目 処理方法	処理対象物	原 理
蒸発乾固熱分解法	シアン化合物含有廃水 ( 廃酸又は廃アルカリ )	シアン系めっき廃液等シアン化合物を濃厚に含有する廃液を分解する方法。 シアン廃液を減圧濃縮した後、濃縮液をドラムドライヤーで蒸発乾固し、乾固したシアン化合物を高温で熱分解する方法。
加熱加水分解法		シアン化合物廃液を圧力容器中で加熱し、シアンをアンモニアとギ酸塩に加水分解する方法。
アルカリ塩素法		比較的低濃度のシアン排水処理として最も広く用いられている方法。 アルカリ領域でシアンを塩素系酸化剤で窒素と二酸化炭素に酸化分解する方法 ( 反応は 2 段階で進む ) 。
紺青法		不溶性錯体法の 1 つで、廃液中のシアン化合物を不溶性錯体とし、廃液から固相へ除去する方法。 したがって、この方法で得られた汚泥中にはシアン化合物が含まれているため、汚泥を再度処理・処分することが必要。
酸分解燃焼法		濃厚シアン廃液に硫酸を加えて酸性にするとシアン化水素が遊離し、この液を曝気するとシアン化水素が気化する。発生したシアン化水素を分解炉中で燃焼温度 900 で燃焼させ水と炭酸ガスとに分解する。
燃焼法	シアン化合物含有固形性廃棄物( 汚泥 )	固形性廃棄物の処理法として最も信頼できる方法。 分解温度は高い程良い。

出典：「廃棄物処理・再資源化技術ハンドブック」( 廃棄物処理再資源化技術ハンドブック編集委員会、(株)建設産業調査会、平成 5 年 11 月 25 日 )

「産業廃棄物中間処理施設」( (財)日本環境衛生センター、平成 4 年 9 月 29 日 )

## 資料 15 産業廃棄物処理施設に係る各種融資制度の概要

(平成19年12月現在)

実施主体	日本政策投資銀行	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	農林漁業金融公庫	
融資対象施設	産業廃棄物処理施設・一般廃棄物処理施設の一部	産業廃棄物処理施設・一般廃棄物処理施設の一部（運転資金有り）	産業廃棄物処理施設	家畜排せつ物処理施設、たい肥舎及びこれに付帯する施設	
融資対象事業者	法人組織、地方公共団体	中小企業者	中小企業者 〔廃棄物を生ずる者及び処理を行う者〕	畜産業者で、都道府県知事より「処理高度化施設整備計画」又は「共同利用施設整備計画」の認定を受けた者	
融 資 条 件	融資比率	負担額の50%以内	貸付限度額 ①特別貸付 ・直接貸付：720百万円 （運転資金：250百万円） ・代理貸付 設備及び運転資金：120百万円 ②一般貸付 ・直接貸付：480百万円 （運転資金：240百万円） ・代理貸付 設備及び運転資金：120百万円	貸付限度額 設備資金：72百万円	①処理高度化施設整備計画 負担額の80%又は次の額のいずれか低い方 個人：35百万円 法人：70百万円 〔特認要件※1〕 負担額の90%以内又は次の額のいずれか低い方 個人：120百万円 法人：400百万円 ②共同利用施設整備計画 負担額の80%以内
	金利	政策金利Ⅰ、Ⅱ	①特別貸付：4億円までは特別利率①②、③（※2） 4億円超は基準利率 ②一般貸付：基準利率	特利C（※3）	最新の利率
	償還期間	15年以内 （据置3年以内）	①特別貸付 設備資金：15年以内 （据置2年以内） 運転資金：7年以内 （据置2年以内） ②一般貸付 ・直接貸付 設備資金：10年以内 （据置1年以内） 運転資金：5年以内 （据置1年以内） ・代理貸付 設備資金：7年以内 （据置1年以内） 運転資金：5年以内 （据置6カ月以内）	設備資金：15年以内 （据置2年以内）	20年（貸借料・利用料及び法人への出資は15年）以内 （据置3年以内）
窓口	本店、支店、事務所、代理店	本店、支店、代理店	支店	支店、代理店	
備考		5年ごとに金利見直し			

※1 家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画又は環境保全のための家畜飼養施設を他の土地に移転する計画であるもの

※2 基準利率：2.25～3.05 特別利率：①1.90～2.70、②1.65～2.45、③1.40～2.20

※3 特利C：1.35～1.95

※4 本表は各機関のホームページ等を基に作成しているため、詳細については各機関へお問合せ下さい。